

# 市民説明会

## 立地適正化計画について

- 
- 1月13日（火）産業文化センター
  - 1月14日（水）藤沢地区センター
  - 1月15日（木）西武地区センター
  - 1月16日（金）東金子地区センター
  - 1月19日（月）金子地区センター
  - 1月20日（火）宮寺・二本木地区センター

# 立地適正化計画とは

# 立地適正化計画とは

## 【都市を巡る課題】

- ◆人口減少や少子高齢化の進行、地域産業の停滞などによるまちの活力の低下
- ◆厳しい財政状況の中、今後は公益・公共施設の維持など住民の生活を支える行政サービスの低下・維持に対する懸念
- ◆頻発・激甚化する自然災害に対応するため、安全なまちづくりのための総合的な対策が必要等



「立地適正化計画」とは、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能の誘導や都市機能（医療・福祉・商業等）の誘導、公共交通の充実によりコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を推進するものです。

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、都市機能やコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

防災指針において、必要な防災・減災対策を設定

## 立地適正化計画区域(＝市域)

市街化区域

居住誘導区域

都市機能誘導区域



誘導施設

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

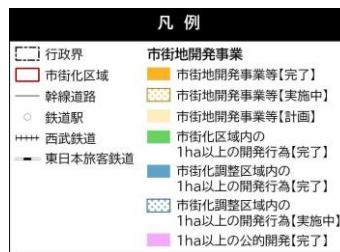
都市機能誘導区域に立地を誘導  
または維持したい施設

# 本市の都市構造上の課題

# 都市機能に関する課題

## 現状

- ◇入間市駅周辺は都市機能施設の集積が高く、高次の都市機能施設の立地が見られる。
- ◇入間市駅北口では土地区画整理事業を施行中で、南口はジョンソン基地跡地留保地について、官民連携による柔軟な活用の具体化を検討中。

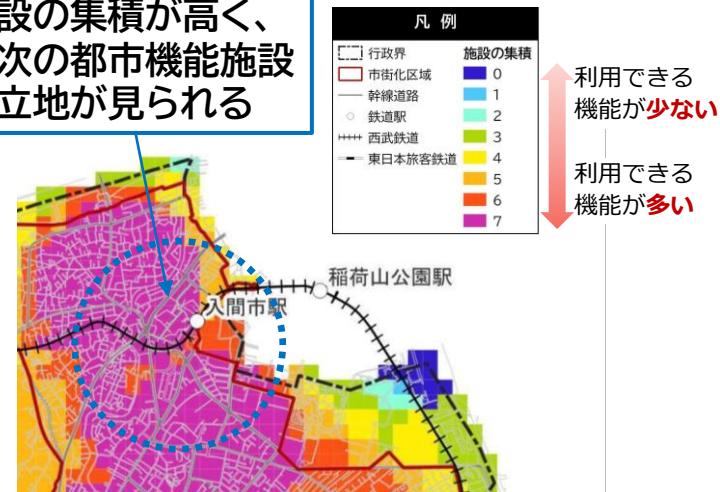


« 市街地開発等状況 »



« 施設の集積状況(点数化) »

施設の集積が高く、  
高次の都市機能施設  
の立地が見られる



出典:都市計画基礎調査  
(入間市、基準年:令和2(2020)年)

駅南口で基地跡地  
留保地の活用の具  
体化を検討中



出典:ジョンソン基地跡地留保地利用計画  
(入間市、令和5(2023)年9月)

## 課題

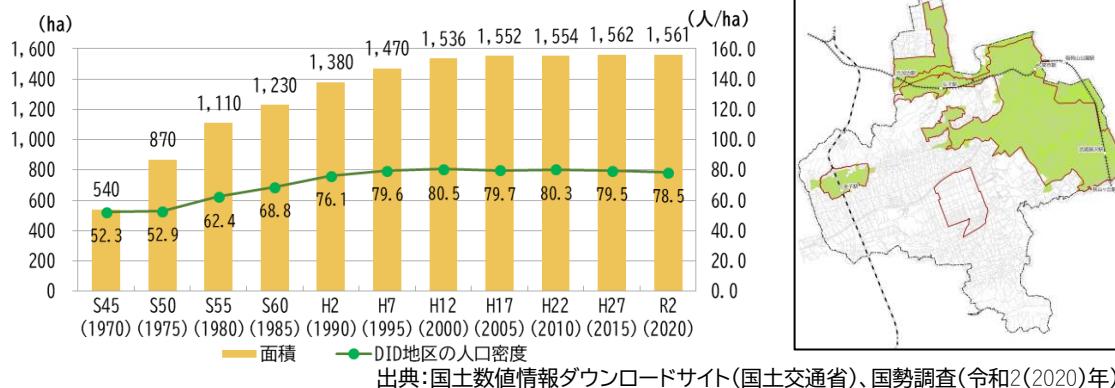
入間市駅周辺は機能強化による拠点性の向上やにぎわいの創出を図る。特に北口の基盤整備や南口のジョンソン基地跡地留保地の利活用についてさらなる検討を進めることが必要。

# 居住誘導に関する課題

## 現状

- ◇本市の市街化区域は市域面積の35%だが、総人口の約90%が居住。
- ◇人口集中地区の面積は、近年大きな変化はなく、人口密度は約80人/ha。
- ◇バス停徒歩圏や各都市機能施設の徒歩圏は、市街化区域をおおむねカバー。

« 人口集中地区の面積・人口密度の推移 » « 人口集中地区 R2 »



« バス交通の運行状況 »



出典:国土数値情報ダウンロードサイト(国土交通省)、市提供資料

## 課題

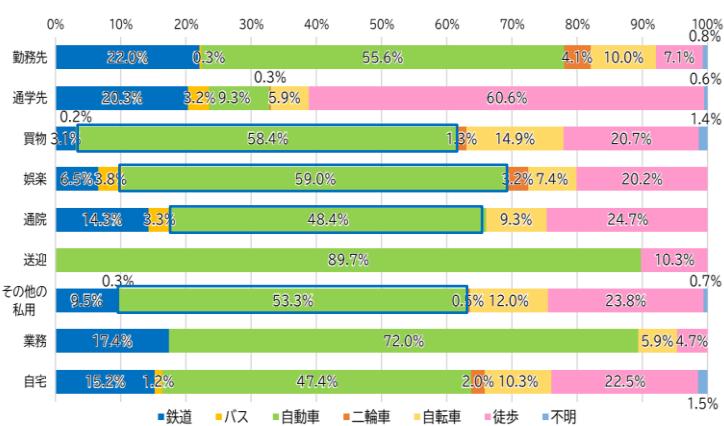
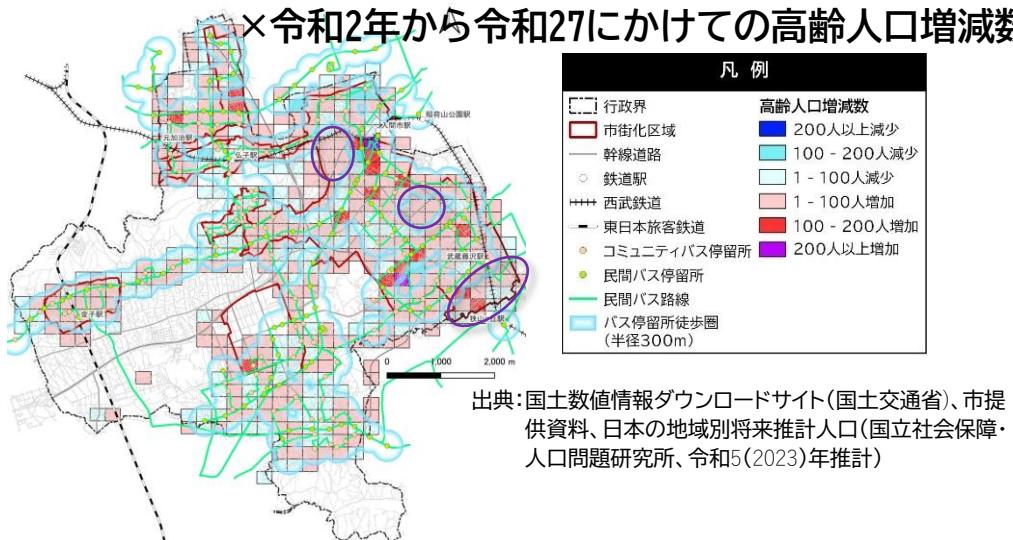
将来的な人口減少への対応として、既存のコンパクトな市街地形成を維持するため、**より利便性の高い地域や将来的な利便性の向上が期待される地域を中心に、中長期的な視点で居住誘導を図ることが必要。**

# 公共交通ネットワークに関する課題

## 現状

- ◇バス停徒歩圏（半径300m）は、将来的に高齢者の人口増加が見込まれている地域をおおむねカバー。
- ◇一方で、市街化区域内において高倉や東町、下藤沢の一部地域において公共交通利用可能区域ではない地域が見られる。
- ◇日常生活における交通手段は、自動車が移動手段の中心。

### « バス交通の運行状況



出典:東京都市圏パーソントリップ調査(平成30(2018)年)

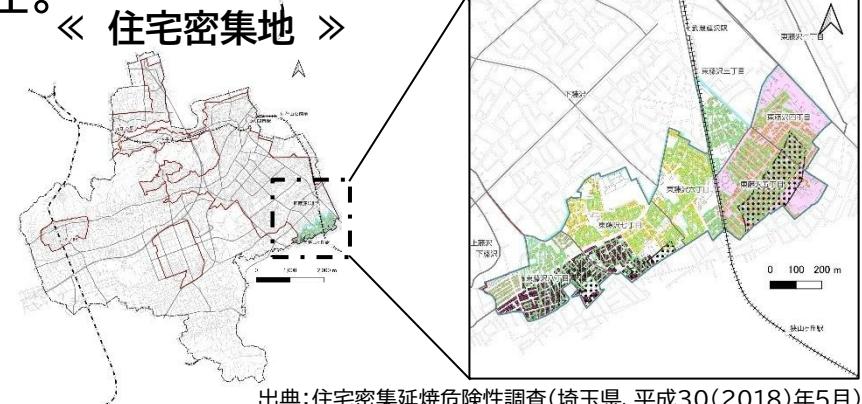
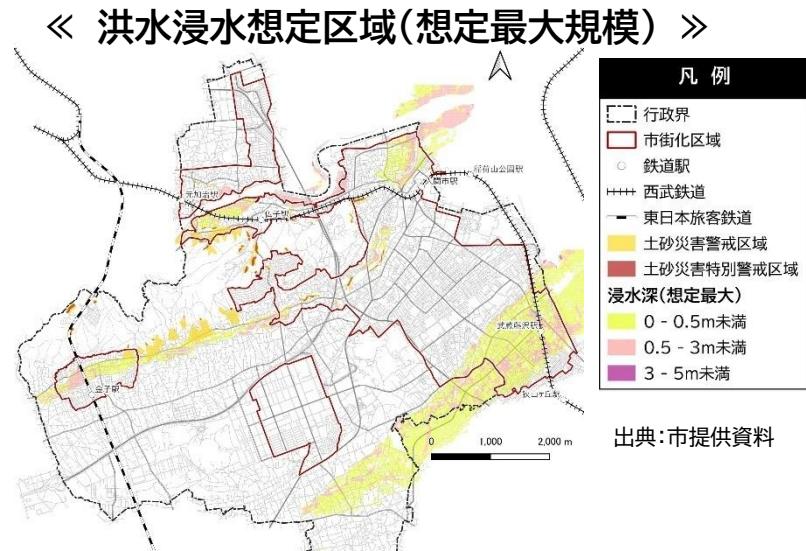
## 課題

公共交通網の維持・強化や利便性の向上による地域間のアクセス性の向上を図り、高齢者など市民の利便性を確保することが必要。

# 防災・減災に関する課題

## 現状

- ◇令和27年には全市的に高齢化率が高くなる見込み。
- ◇新河岸川流域の不老川沿いや入間川流域の入間川と霞川沿いにおいて洪水浸水想定区域が指定。
- ◇東藤沢地区は住宅密集地に特定され、隣接する所沢市と連続して火災のリスクが高い市街地が存在。



## 課題

人口減少や高齢化の進行に伴い、災害発生時における地域の自助・共助力の低下が懸念。災害や地域特性に応じて、ハードとソフトの両面から防災・減災対策に取り組むことが必要。

# 立地適正化計画で 目指す将来の姿

# まちづくりの方針/施策・誘導方針

## 方針1 都市機能誘導の方針

### 本市の活力を誘引する拠点と暮らしを支える拠点の形成

- 入間市駅周辺は、高次な都市機能の維持・強化などにより、活力やにぎわいを創出。
- 入間市駅以外の鉄道駅周辺や公共施設等が集積している地区周辺は、交通結節点及び日常生活を支える都市機能の維持・強化により、生活利便性の向上を図る。
- 公共施設は、計画的な維持更新、集約・複合化を推進し、使用目的を終えた市有施設やその用地は、市民生活の向上や地域経済の活性化に寄与するような検討を実施。

## 方針2 居住誘導の方針

### メリハリのある居住誘導による良質な住環境の形成

- 市街化区域の交通利便性や生活利便性の高い地域を基本として、子育て世帯をはじめとした若い世代を中心に居住誘導を図りながら人口密度の維持・向上を図る。
- 都市基盤の整備や公園の維持・活用、バリアフリー化などにより良好な住環境を形成を図る。
- 市街化調整区域は無秩序な開発を抑制しつつ、既存の住宅地は住環境を存続しながら、拠点周辺や生活に必要な施設とのアクセス性を確保し、既存の生活基盤の維持を図る。

## 方針3 公共交通ネットワークの方針

### ニーズに応じた公共交通ネットワークの形成

- 各地域から拠点へアクセスできる公共交通の利便性の向上を図る。
- 利便性向上にあたり、コミュニティバスのサービス見直しなど、ニーズに応じた公共交通サービスの提供を図るとともに、新たな交通モードの導入に向けた検討を推進。

## 方針4 防災・減災の方針

### 安全で安心して暮らせる居住地の形成

- 災害リスクがあるエリアは、災害リスクの発信等を通じ、長期的に安全なエリアへの緩やかな誘導を図る。また、ハード・ソフト対策により、安全で安心して暮らせる居住地の形成を誘導。
- 狭い道路が多く、住宅が密集するエリアについては、ハード・ソフトの両面から災害に強いまちづくりを推進。

# 都市の骨格構造



## 凡例

→ 主要な道路	<都市計画マスタープランの拠点>
■ 市街化区域	○ 中心拠点(工業)
○ 中心拠点	○ 生活拠点
○ 地域拠点	○ 特定産業系拠点
←→ 基幹的な公共交通軸	○ 緑の拠点
←→ 補完的な公共交通軸	○ 農業生産拠点
○ 文化的拠点	○ 健康づくり支援の拠点
○ 健康づくり支援の拠点	○ 工業系土地利用推進エリア

## «各拠点及び軸の方向性»

<b>中心拠点</b>	土地の高度利用を推進し、商業施設をはじめとする多様な都市機能を集積し、市民の生活を支えるとともに、本市の顔として活性化を図る
<b>地域拠点</b>	中心拠点との役割の違いに配慮しつつ、鉄道駅や地区センターを中心に、地域に必要な機能を集積し、拠点周辺の住宅地における利便性向上やコミュニティの維持・活性化を図る
<b>基幹的な公共交通軸</b>	拠点と居住地をつなぐ主要な公共交通軸として、市内ネットワークの維持や充実を図る
<b>補完的な公共交通軸</b>	基幹的な公共交通軸を補完し、拠点間をつなぐ地域内の公共交通として、維持を図る

# 都市機能誘導区域

# 都市機能誘導区域の設定

## 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、商業や医療等の都市機能を都市の中心である中心拠点や地域拠点に誘導・集約を図ることにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。  
原則として、都市機能誘導区域は居住誘導区域内に設定することが定められています。

### 立地適正化計画区域(市内全域)

#### 市街化区域

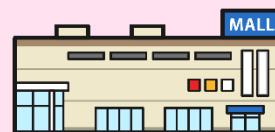
#### 居住誘導区域

#### 都市機能誘導区域

維持または  
誘導したい施設

誘導施設を誘導し  
集約する区域

#### 誘導施設



## 都市機能誘導区域

(原則、居住誘導区域内で設定)

⇒商業、医療、当の都市機能を中心・地域拠点に誘導・集約することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域を設定

## 誘導施設

(都市機能誘導区域ごとに設定)

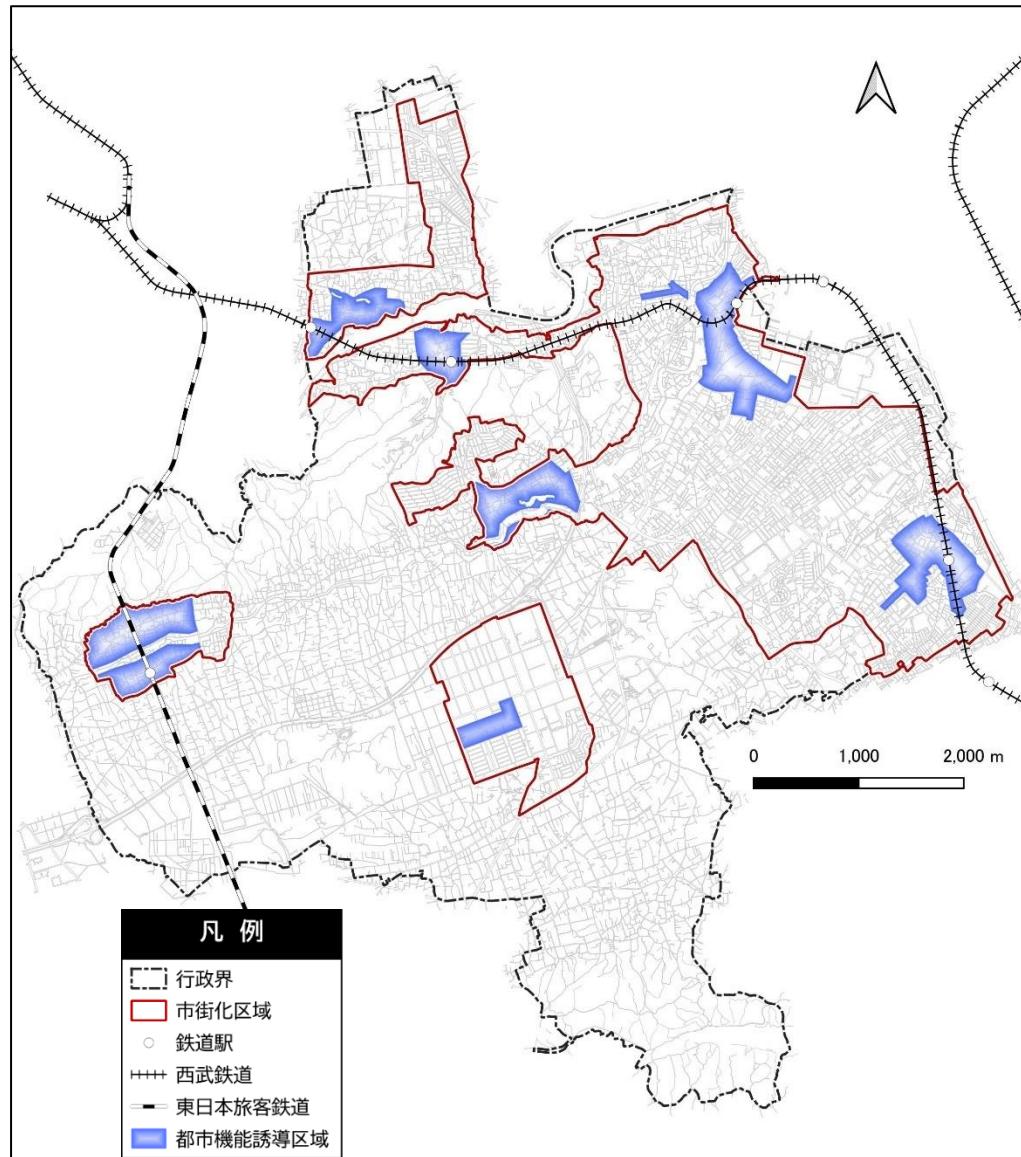
⇒地域の特性などに応じて必要な都市機能を検討し、立地を誘導すべき施設を設定

# 都市機能誘導区域

«都市機能誘導区域»

## 検討フロー

- 中心拠点は一般的な徒歩圏である半径800m圏、地域拠点は高齢者の一般的な徒歩圏とされる半径500m圏をおおむねの範囲として設定
- 既に生活利便施設の立地が見られる区域を設定
- 生活利便施設の立地が許容される区域を設置
- 今後の施策やまちづくりの方向性を考慮
- 道路などの地形地物や、用途地域界などにより区域界を設定
- 災害リスクを考慮し設定

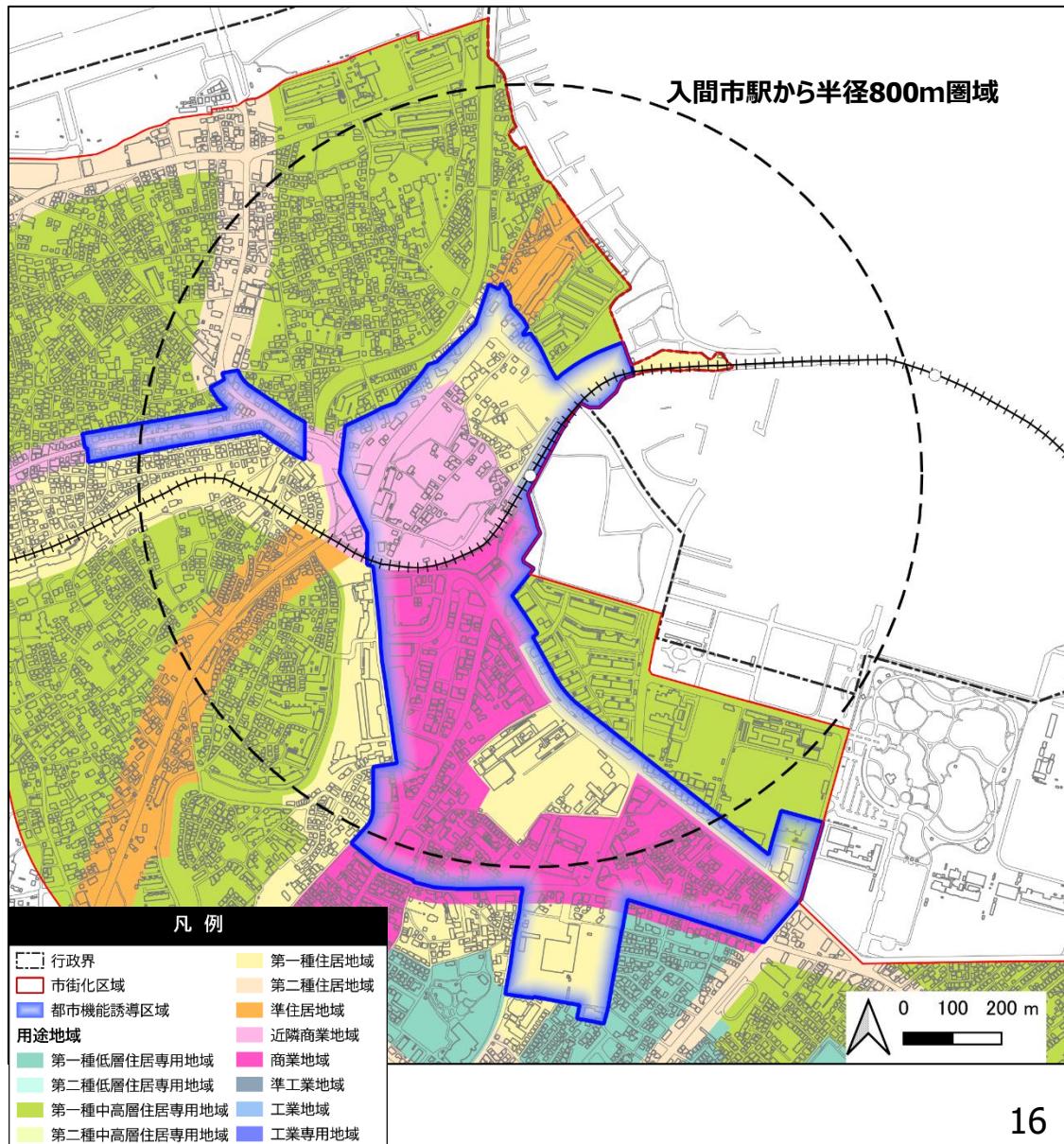


# 都市機能誘導区域

## 検討フロー

- 中心拠点である入間市駅周辺は一般的な徒歩圏である半径800m圏をおおむねの範囲として設定
- 既に生活利便施設の立地が見られる区域を設定
- 生活利便施設の立地が許容される区域を設置
- 今後の施策やまちづくりの方向性を考慮
- 道路などの地形地物や、用途地域界などにより区域界を設定
- 災害リスクを考慮設定

«都市機能誘導区域(入間市駅周辺地区)»

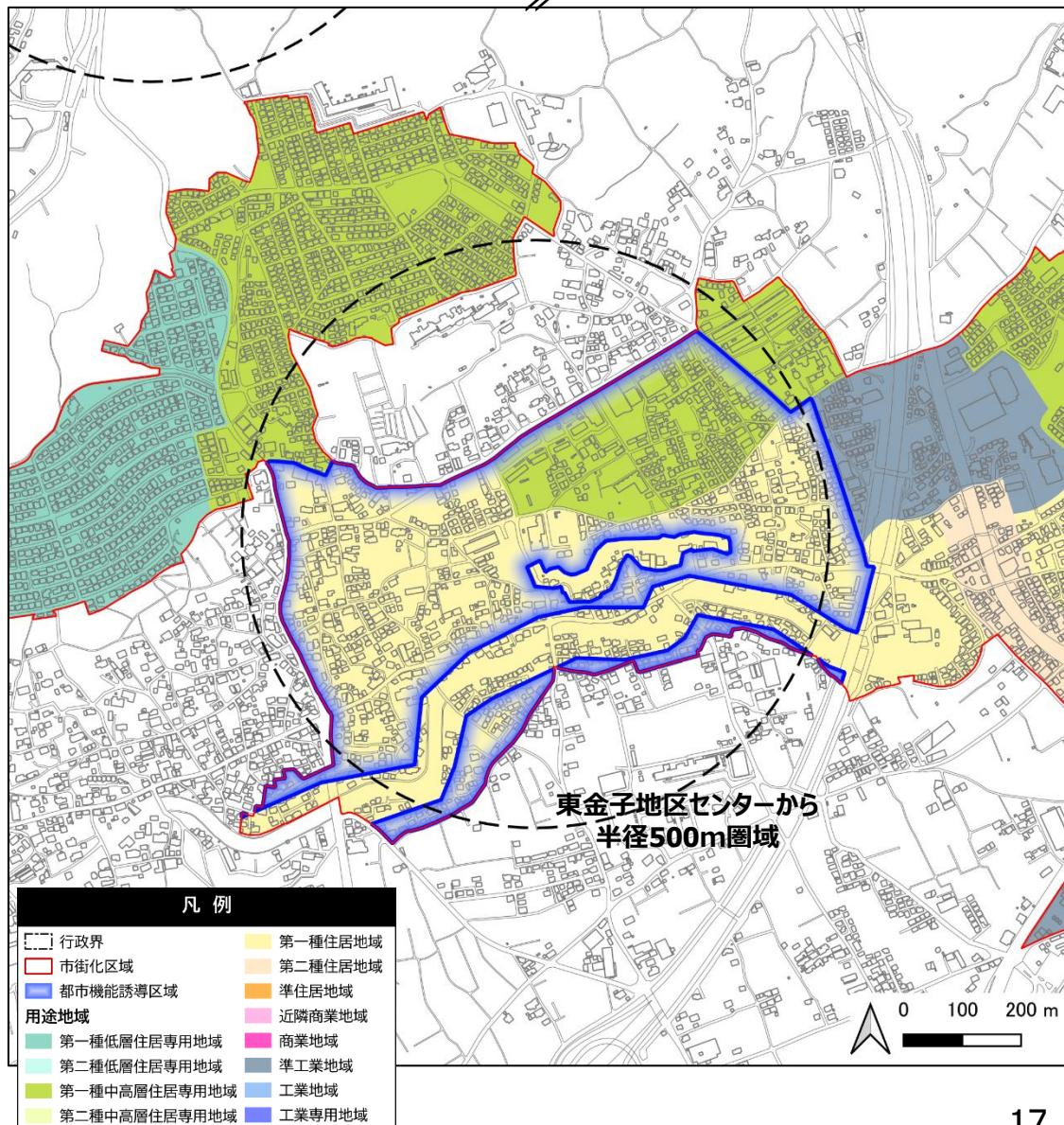


# 都市機能誘導区域

## 検討フロー

- 地域拠点である東金子地区センター周辺地区は、高齢者の一般的な徒歩圏とされる半径500m圏をおおむねの範囲として設定
- 既に生活利便施設の立地が見られる区域を設定
- 生活利便施設の立地が許容される区域を設置
- 今後の施策やまちづくりの方向性を考慮
- 道路などの地形地物や、用途地域界などにより区域界を設定
- 災害リスクを考慮し、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)や土砂災害が指定されている地区を除外

«都市機能誘導区域(東金子地区センター周辺地区)»

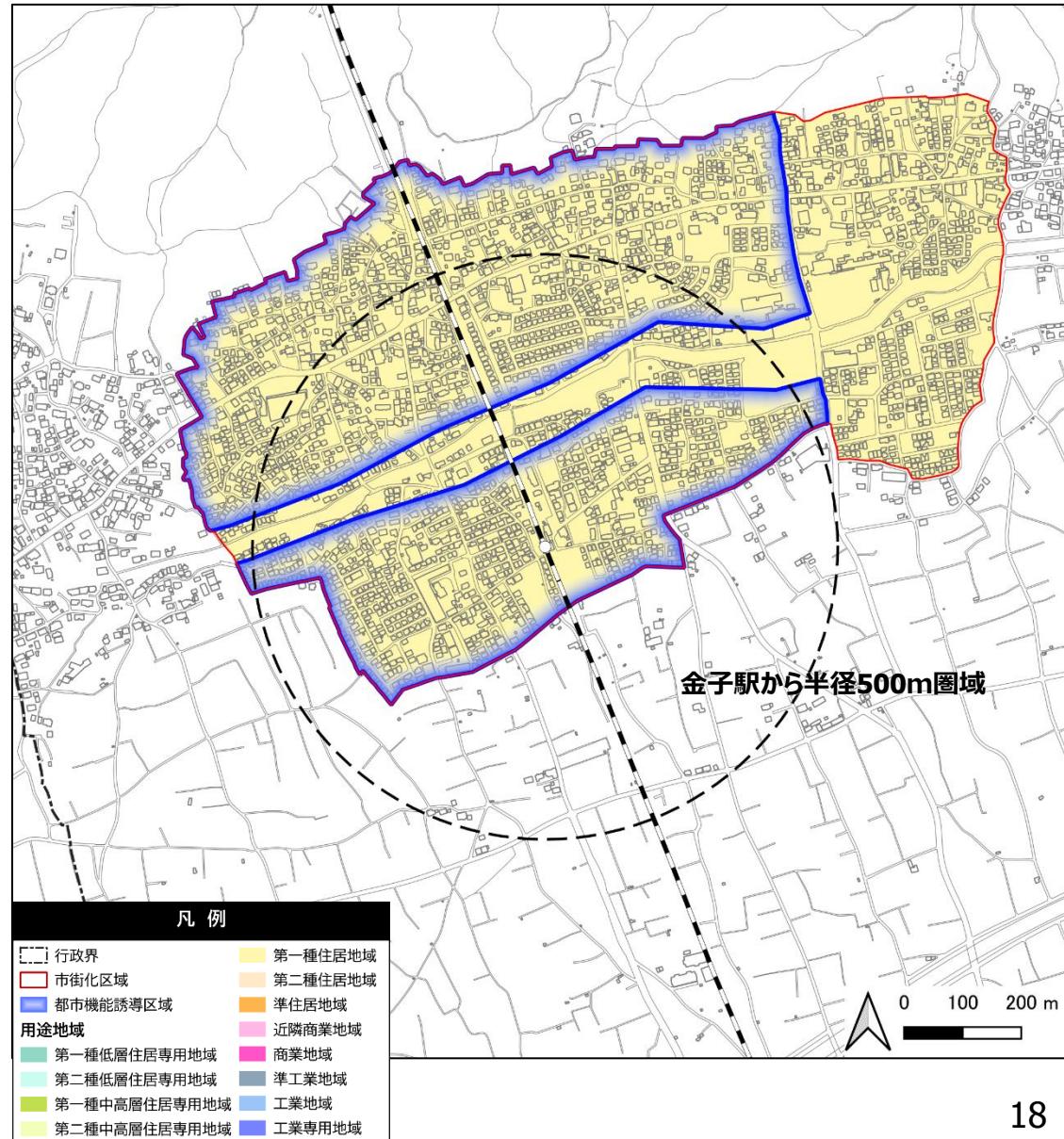


# 都市機能誘導区域

«都市機能誘導区域(金子駅周辺地区)»

## 検討フロー

- 地域拠点である金子駅周辺地区は、高齢者の一般的な徒歩圏とされる半径500m圏をおおむねの範囲として設定
- 既に生活利便施設の立地が見られる区域を設定
- 生活利便施設の立地が許容される区域を設置
- 今後の施策やまちづくりの方向性を考慮
- 道路などの地形地物や、用途地域界などにより区域界を設定
- 災害リスクを考慮し、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)を除外

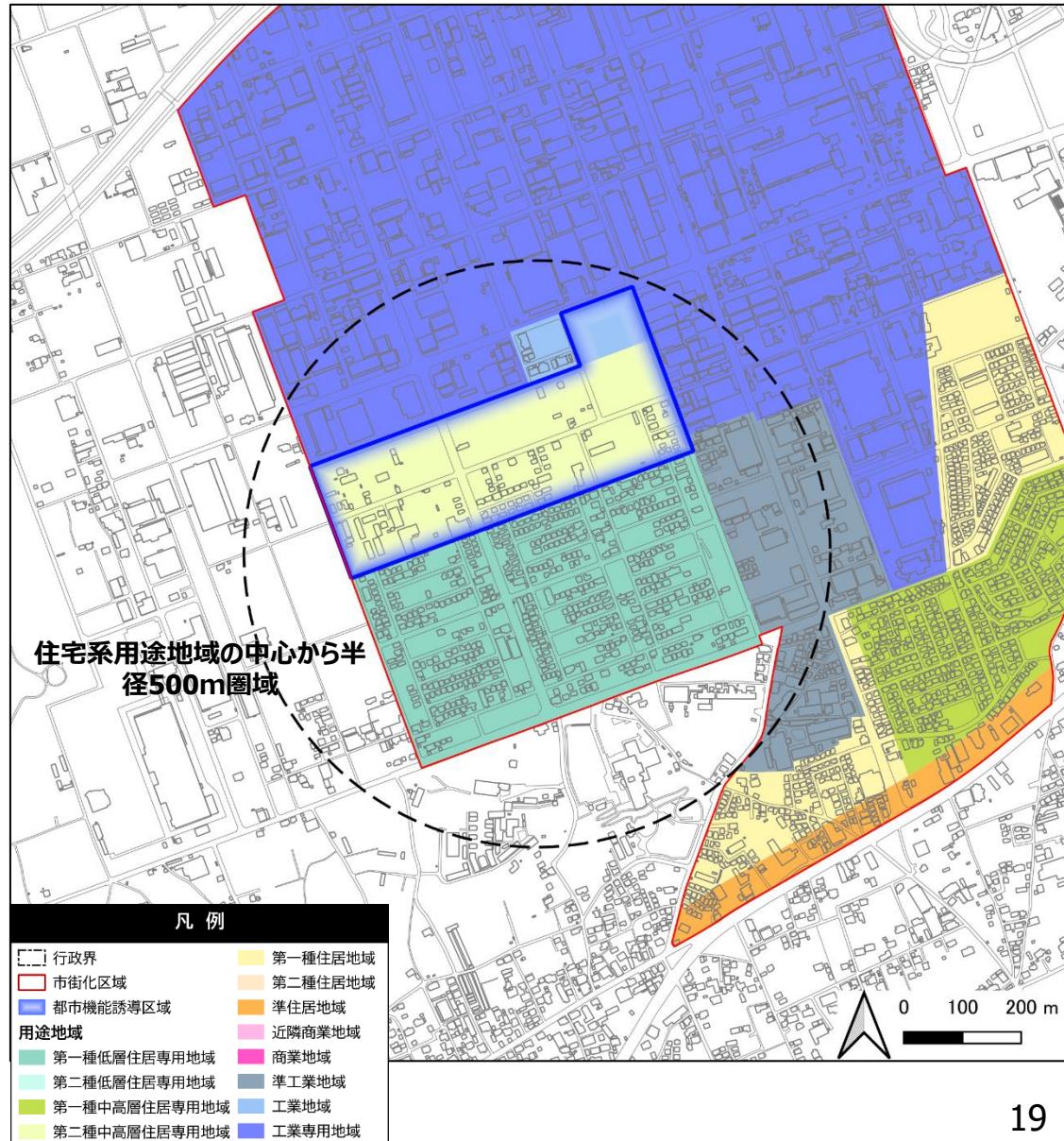


# 都市機能誘導区域

«都市機能誘導区域(狭山台地区周辺)»

## 検討フロー

- 地域拠点である狭山台地区は、高齢者の一般的な徒歩圏とされる半径500m圏をおおむねの範囲として設定
- 既に生活利便施設の立地が見られる区域を設定
- 生活利便施設の立地が許容される区域を設置
- 今後の施策やまちづくりの方針性を考慮
- 道路などの地形地物や、用途地域界などにより区域界を設定

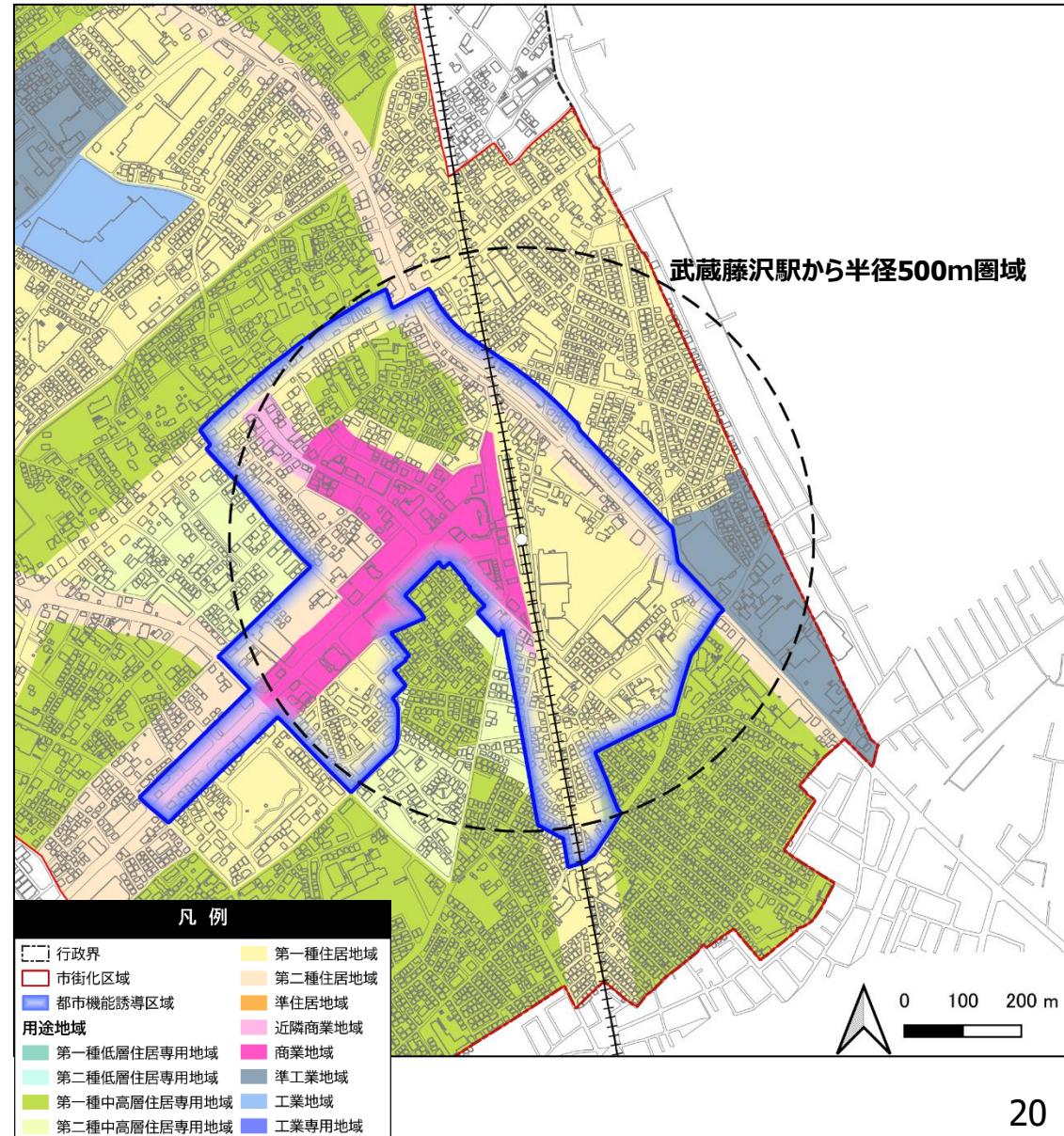


# 都市機能誘導区域

«都市機能誘導区域(武藏藤沢駅周辺地区)»

## 検討フロー

- 地域拠点である武蔵藤沢駅周辺地区は、高齢者の一般的な徒歩圏とされる半径500m圏をおおむねの範囲として設定
- 既に生活利便施設の立地が見られる区域を設定
- 生活利便施設の立地が許容される区域を設置
- 今後の施策やまちづくりの方針性を考慮
- 道路などの地形地物や、用途地域界などにより区域界を設定

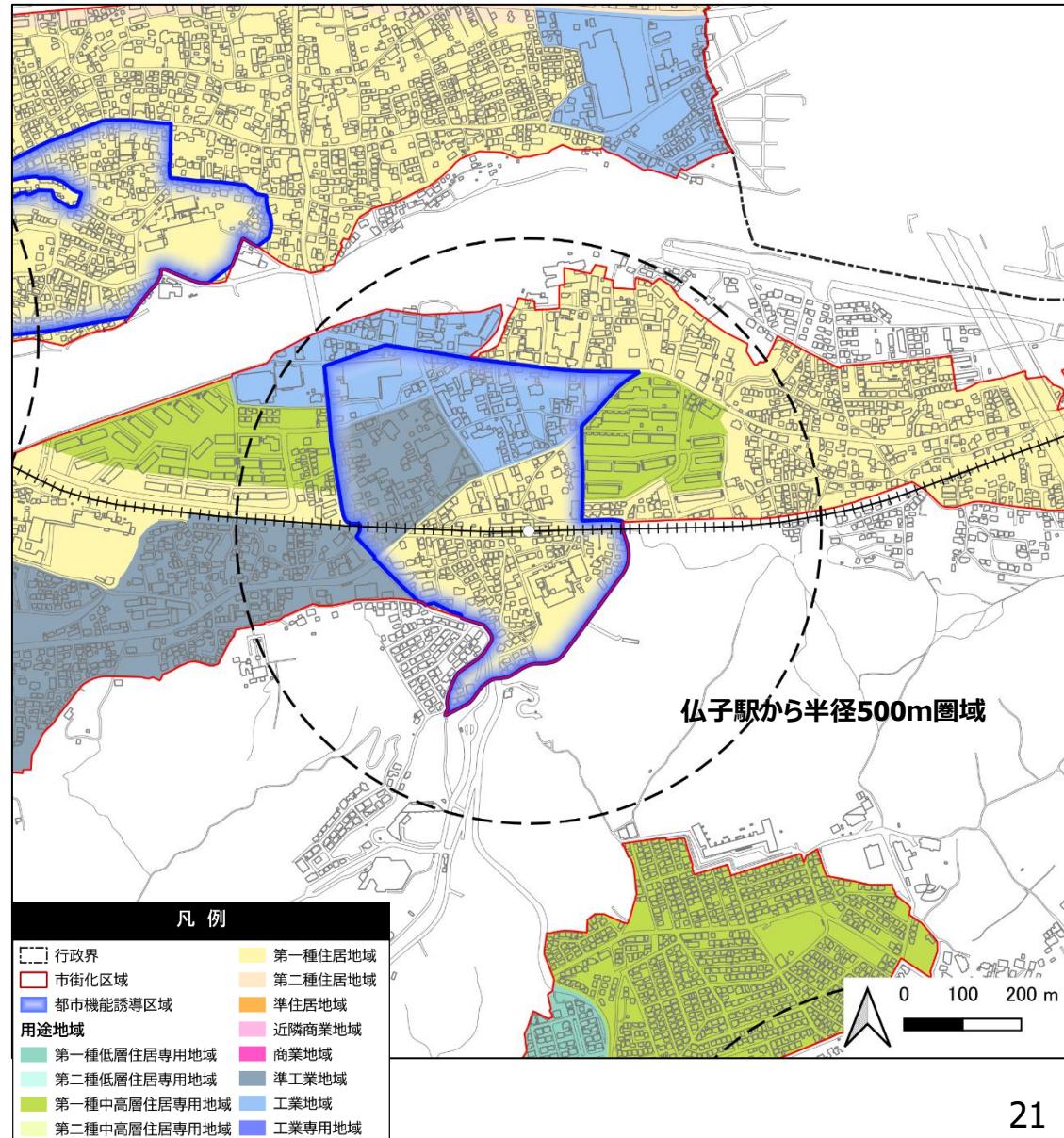


# 都市機能誘導区域

«都市機能誘導区域(仏子駅周辺地区)»

## 検討フロー

- 地域拠点である仏子駅周辺地区は、高齢者の一般的な徒歩圏とされる半径500m圏をおおむねの範囲として設定
- 既に生活利便施設の立地が見られる区域を設定
- 生活利便施設の立地が許容される区域を設置
- 今後の施策やまちづくりの方針性を考慮
- 道路などの地形地物や、用途地域界などにより区域界を設定

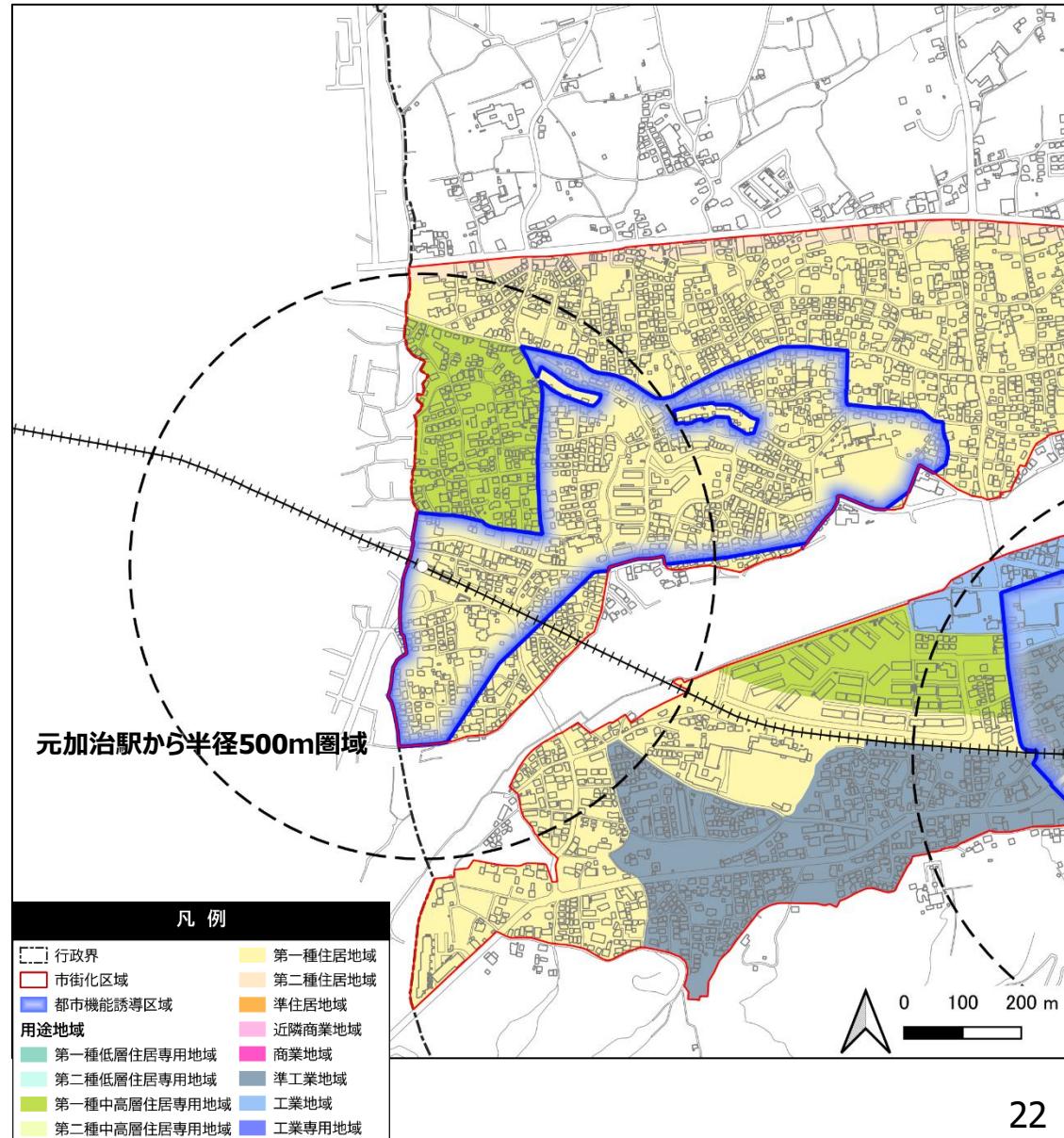


# 都市機能誘導区域

«都市機能誘導区域(元加治駅周辺地区)»

## 検討フロー

- 地域拠点である元加治駅周辺地区は、高齢者の一般的な徒歩圏とされる半径500m圏をおおむねの範囲として設定
- 既に生活利便施設の立地が見られる区域を設定
- 生活利便施設の立地が許容される区域を設置
- 今後の施策やまちづくりの方向性を考慮し、西武小学校を含むよう設定
- 道路などの地形地物や、用途地域界などにより区域界を設定
- 災害リスクを考慮し土砂災害が指定されている地区を除外



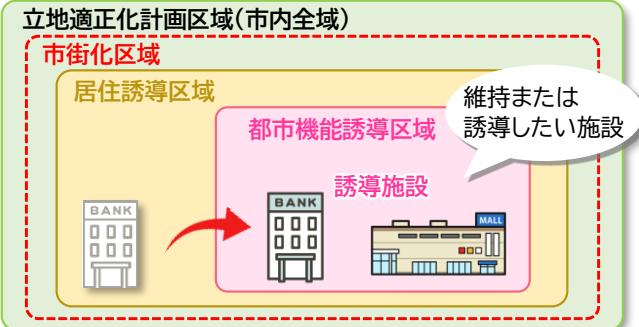
# 誘導施設

# 誘導施設の設定

## 誘導施設とは

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能施設を設定するものであり、各都市機能誘導区域に必要な施設を設定します。

施設の設定にあたっては、現在の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置等を踏まえて、必要な施設を設定することが望ましいとされています。



## 【視点1】施設配置の考え方による誘導施設の設定

■市内に立地が見られる都市機能施設について、施設の特性等に基づき「拠点集積型施設」、「地域分散型施設」に分類し、「拠点集積型施設」を誘導施設に設定

## 【視点2】本市のまちづくりの方向性に基づく誘導施設の設定

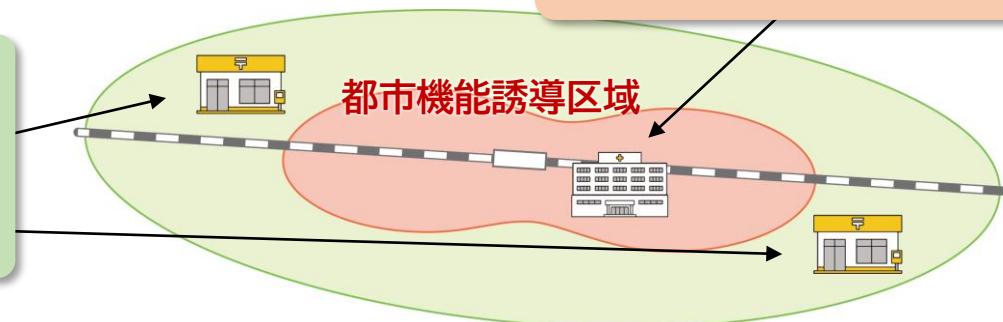
### «拠点集積型施設と地域分散型施設のイメージ»

#### 拠点集積型施設

◆都市機能誘導区域での立地が望ましい施設

#### 地域分散型施設

◆日常的な利用が想定されるため、身近な場所や分散した立地が望ましい施設



# 誘導施設

○：新規（誘導）立地 ◇：立地維持

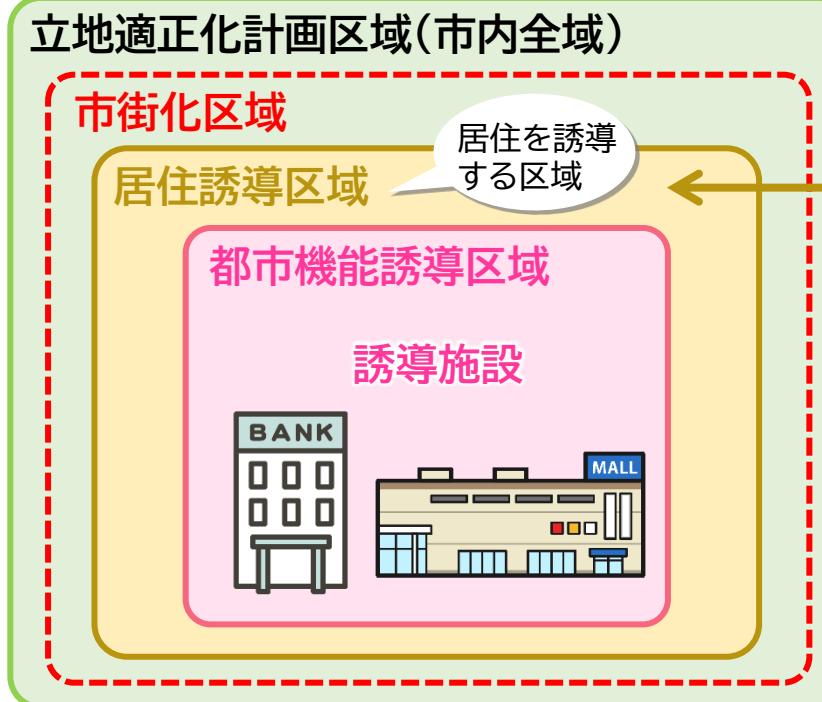
誘導施設		中心拠点	地域拠点				
		入間市駅	東金子	金子駅	狭山台	武蔵藤沢駅	仏子駅
行政	市役所	◇	—	—	—	—	—
	地区センター (支所機能)	—	◇	—	—	◇	—
介護福祉	地域包括支援センター	—	◇	—	—	○	—
子育て	こども家庭センター	◇	—	—	—	—	—
	児童センター	◇	—	—	—	—	—
商業	複合商業施設	◇	—	—	—	◇	—
	スーパーマーケット	◇	◇	◇	○	◇	◇
医療	病院	◇	◇	—	—	—	—
	診療所	◇	○	○	○	◇	◇
金融	銀行・信用金庫	◇	◇	◇	○	◇	◇
教育・文化	小学校	—	—	—	—	—	◇
	中学校	—	—	—	—	—	◇
	産業文化センター	◇	—	—	—	—	—
	図書館	◇	—	—	—	—	◇
	公民館	—	◇	—	—	◇	—
	スポーツ施設	◇	—	—	—	—	—

# 居住誘導区域

# 居住誘導区域の設定

## 居住誘導区域とは

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。



## 居住誘導区域

(市街化区域内で設定)

⇒ 人口密度を維持し、生活サービスや公共施設などが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を設定

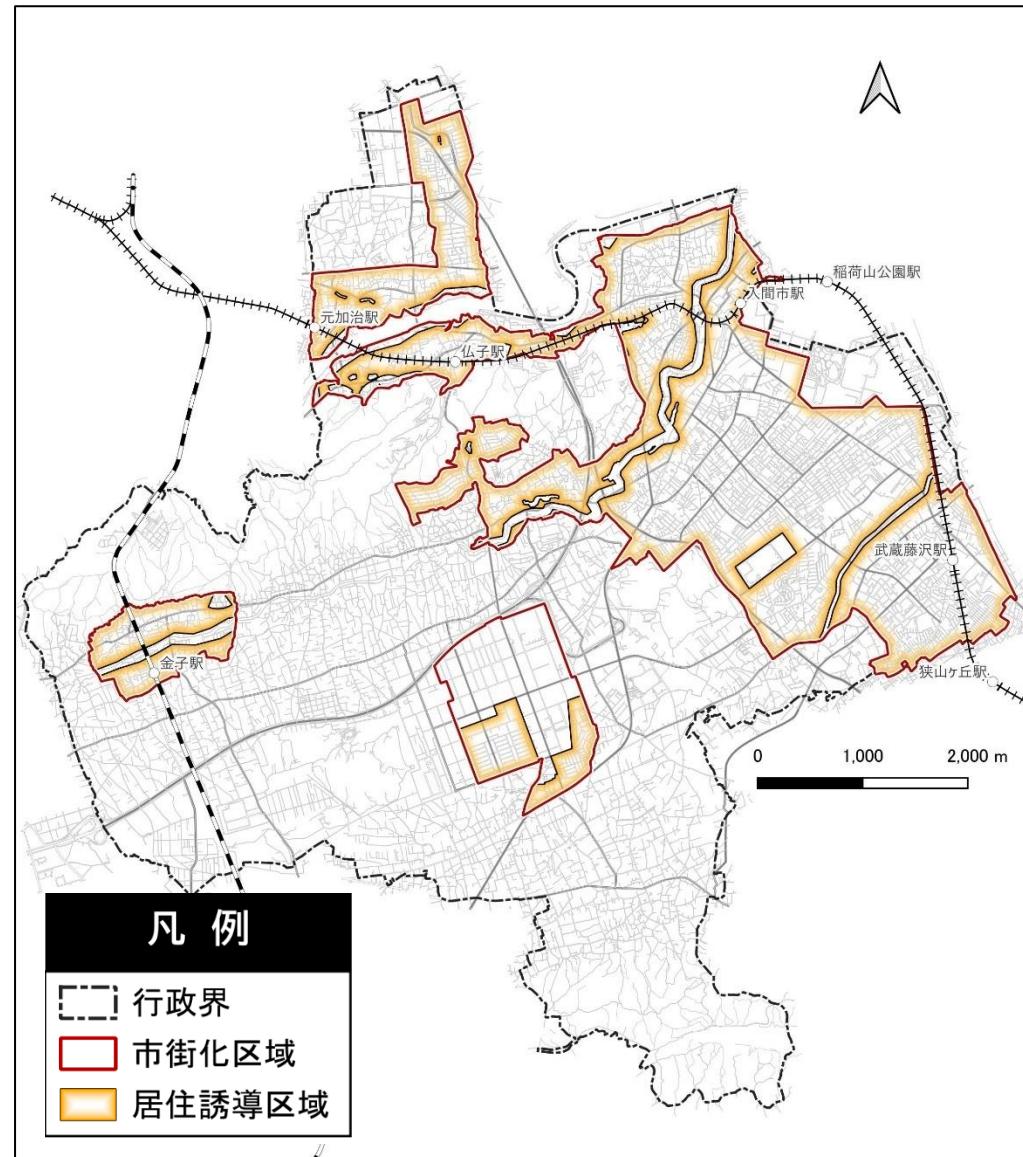
⇒ 防災指針において、居住誘導区域内の災害リスクを分析し、必要な防災・減災対策を設定

# 居住誘導区域

«居住誘導区域»

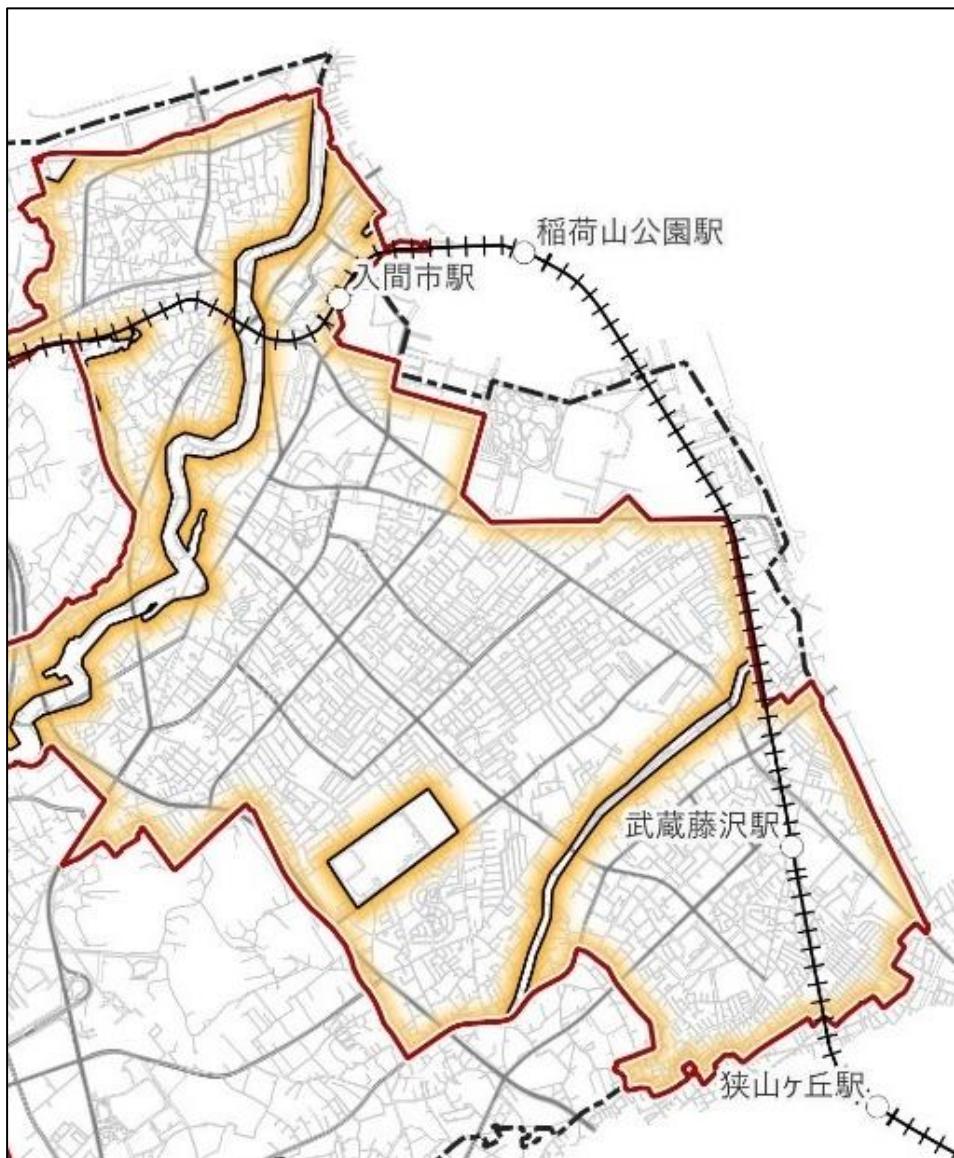
## 検討フロー

- 市街化区域を前提に居住誘導区域を設定
- 都市再生特別措置法より「市街化調整区域」「保安林」「土砂災害特別警戒区域」を除外
- 防災指針の検討結果より「土砂災害警戒区域」「家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)」を除外
- 工業系土地利用を維持する区域を除外

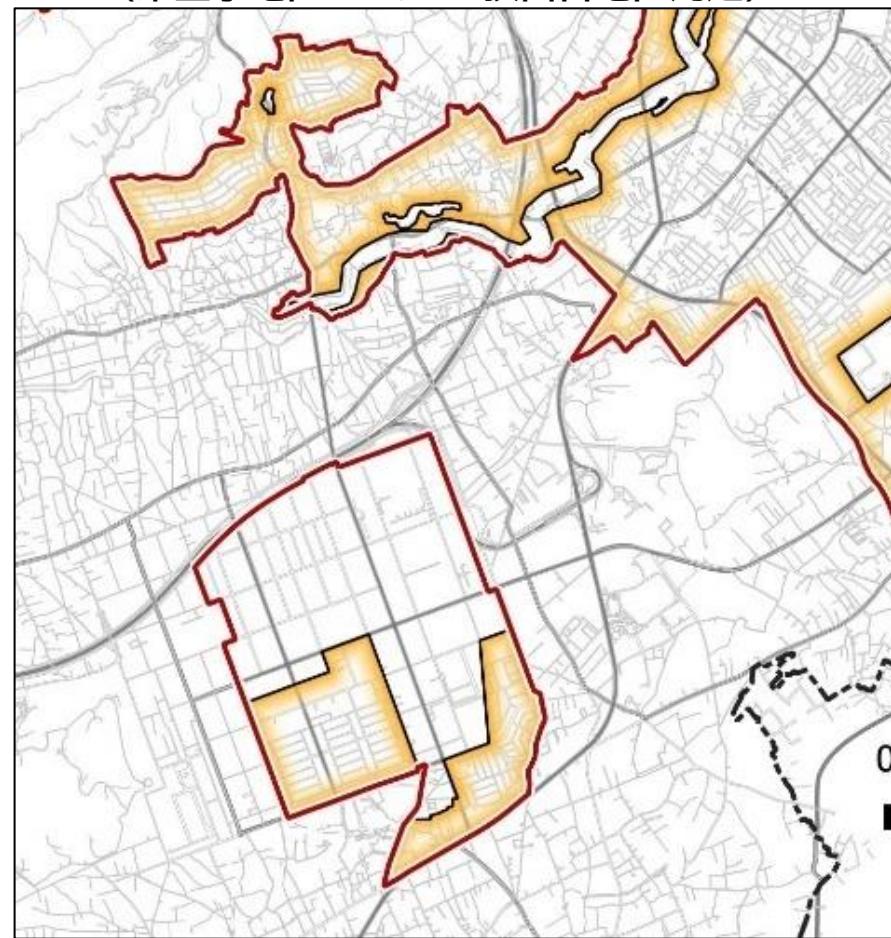


# 居住誘導区域

«居住誘導区域拡大図(入間市駅・武藏藤沢駅周辺)»



«居住誘導区域拡大図  
(東金子地区センター・狭山台地区周辺)»



## 凡例

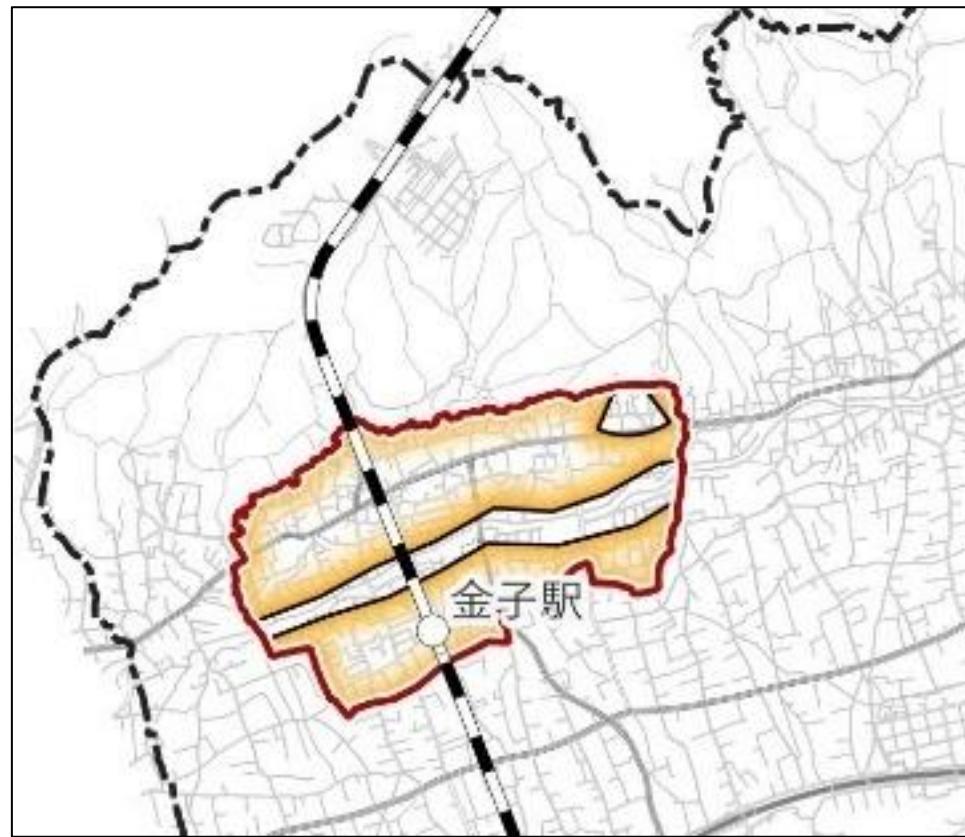
- 行政界
- 市街化区域
- 居住誘導区域

# 居住誘導区域

«居住誘導区域拡大図(仏子駅・元加治駅周辺)»



«居住誘導区域拡大図(金子駅周辺)»



## 凡 例

- |         |        |
|---------|--------|
| [点線]    | 行政界    |
| [赤い枠]   | 市街化区域  |
| [オレンジ色] | 居住誘導区域 |

# 防災指針

# 防災指針とは

## 防災指針とは

防災指針は、主に居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めるものであり、災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせ、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる、都市の災害リスクを把握し、居住誘導区域や都市機能誘導区域における防災・減災対策を設定します。

### «防災指針の検討フロー»

■災害ハザード情報等の収集、整理



■災害リスクの高い地域の抽出



■防災上の課題の整理



■防災まちづくりの将来像、取組方針の検討



■具体的な取組、スケジュール、目標値の検討

### «本市で検討する災害ハザード»

区分	災害ハザード情報
土砂災害	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域
	大規模盛土造成地
洪水	洪水浸水想定区域等(浸水深)
	洪水浸水想定区域等(浸水継続時間)
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
内水	浸水実績
地震・火災	震度分布
	液状化
	建物被害
	火災被害
	延焼危険箇所

# 災害リスクの高い地域の抽出

## «豊岡地区の課題»

### 浸水深①

入間川沿いの浸水深0.5～3.0m未満の区域内に建物の立地が広がっている。

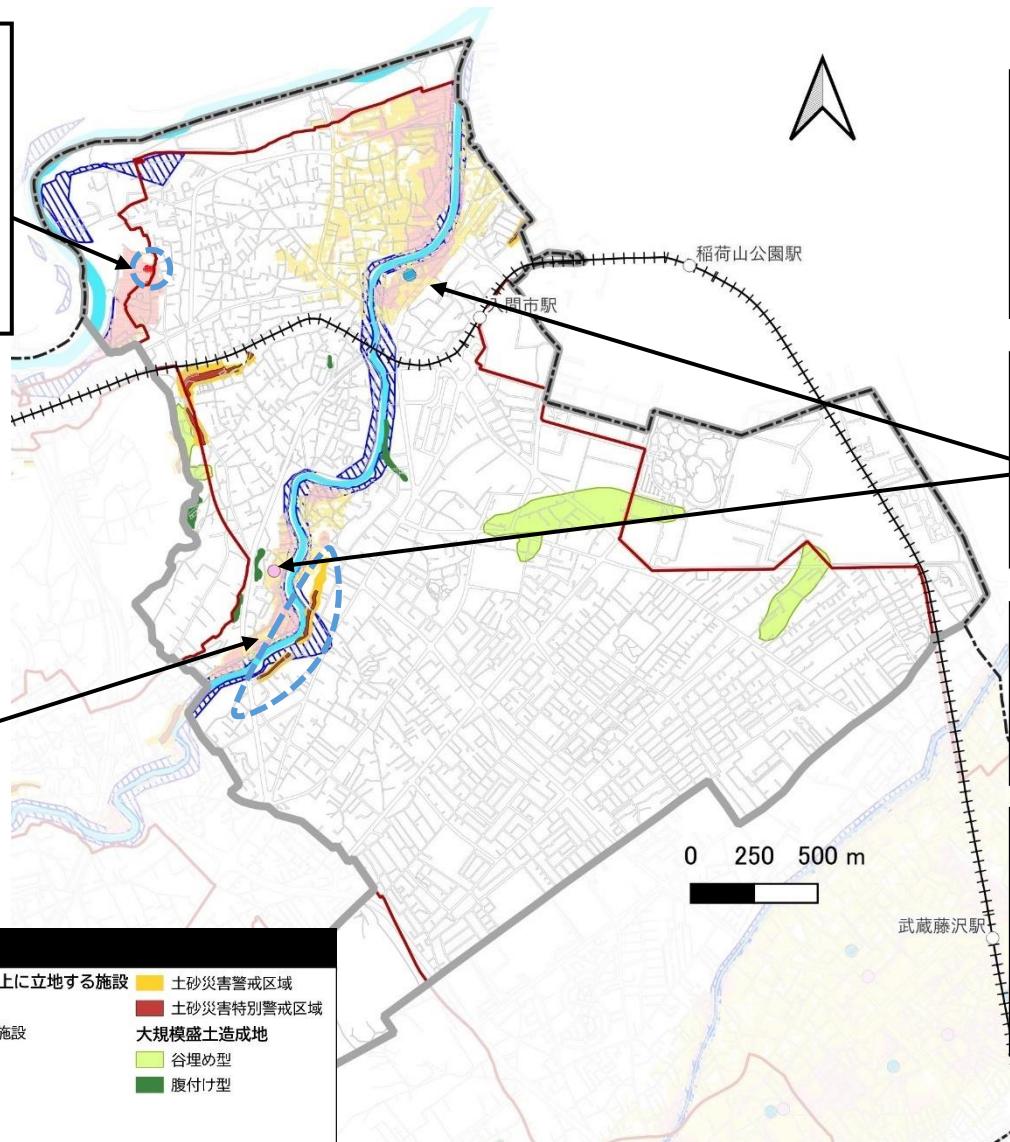
また、浸水深3.0～5.0m未満の区域内に建物立地が見られるため、防災意識の啓発や防災体制の充実による早期避難の促進が必要。

### 浸水深②

霞川沿いの浸水深0.5～3.0m未満の区域内に建物の立地が広がっているため、防災意識の啓発や防災体制の充実による早期避難の促進が必要。

### 複合災害

複合災害のおそれがある区域に建物が立地しているため、居住誘導や災害リスクの周知が必要。



### 凡例

行政界	河岸侵食	浸水深0.3m以上に立地する施設	土砂灾害警戒区域
市街化区域	浸水深(想定最大)	● 医療施設	■ 土砂灾害特別警戒区域
○ 鉄道駅	0.5m未満	● 高齢者福祉施設	● 避難施設
++++ 西武鉄道	0.5～3.0m未満	● 大規模盛土造成地	● 谷埋め型
- 東日本旅客鉄道	3.0～5.0m未満	● 避難困難区域+消防活動困難区域	● 腹付け型
河川	5.0m以上		

### 家屋倒壊

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)内に建物が立地しており、家屋倒壊の可能性が懸念されるため、早期避難の体制強化や安全なエリアへの居住誘導の取り組みが必要。

### 浸水深③

霞川沿いの浸水深0.3m以上の区域内に医療施設や高齢者福祉施設が立地しているため、災害リスクの周知や、機能維持等に関する対策の促進が必要。

### 土砂災害(特別)警戒区域

土砂災害(特別)警戒区域内に建物が立地しており、土砂災害防止対策の推進や安全な区域への居住誘導が必要。

### 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地に建物が立地しているが、調査の結果、直ちに滑動崩落を示唆する変状はなかったが、継続した地質調査などによる安全性の調査、必要に応じた対策工事が必要。

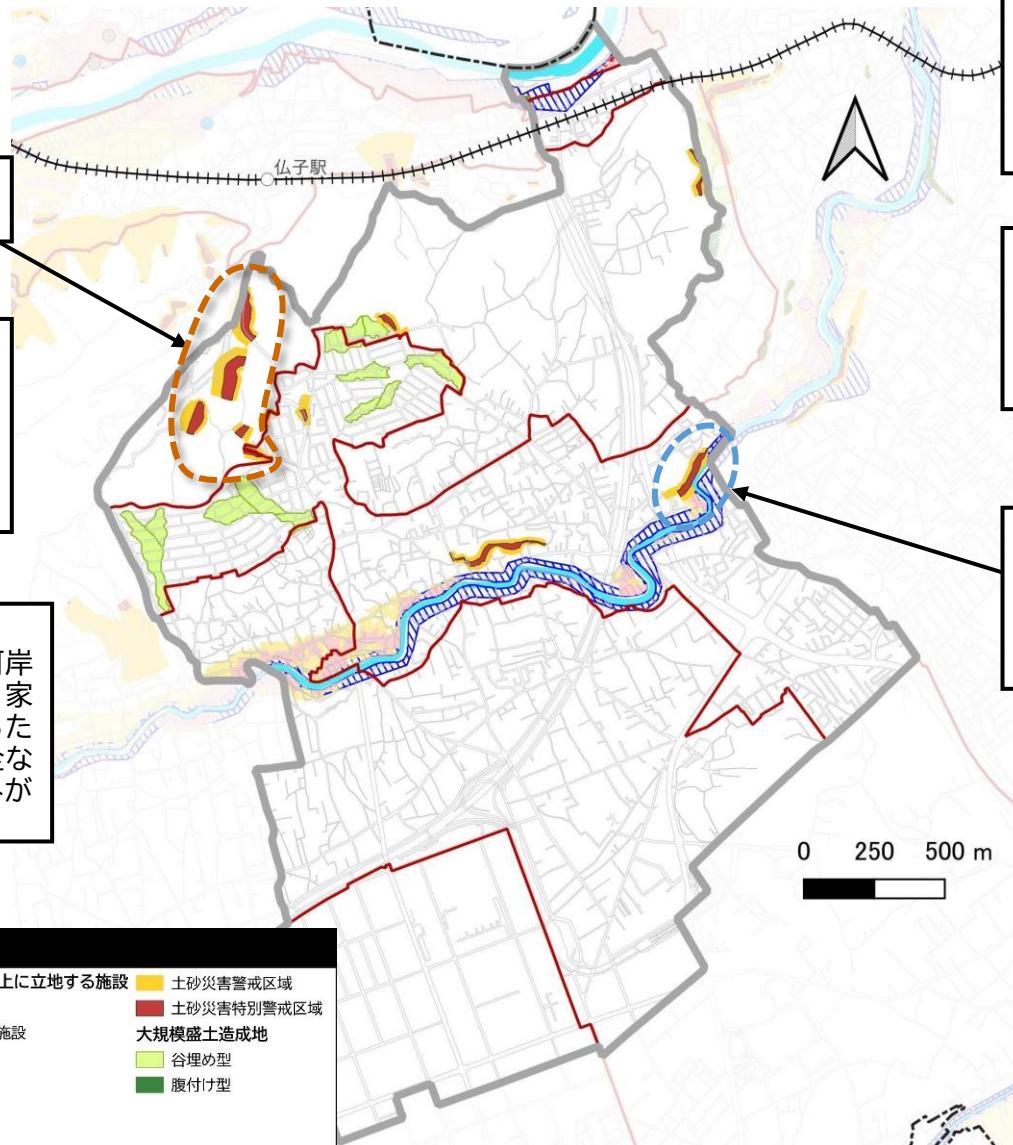
# 災害リスクの高い地域の抽出

## «東金子地区の課題»

本土砂災害(特別)警戒区域  
内に建物立地は見られない。

**浸水深**  
霞川沿いの浸水深0.5~3.0m未満の区域内に建物の立地が広がっているため、防災意識の啓発や防災体制の充実による早期避難の促進が必要。

**家屋倒壊**  
家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)内に建物が立地しており、家屋倒壊の可能性が懸念されるため、早期避難の体制強化や安全なエリアへの居住誘導の取り組みが必要。



### 大規模盛土造成地

入間台地区は大規模盛土造成地に建物が立地しているが、調査の結果、直ちに滑動崩落を示唆する変状はなかったが、継続した地質調査などによる安全性の調査、必要に応じた対策工事が必要。

### 土砂災害(特別)警戒区域

土砂災害(特別)警戒区域内に建物が立地しており、土砂災害防止対策の推進や安全な区域への居住誘導が必要。

### 複合災害

複合災害のおそれがある区域内に建物が立地しているため、居住誘導や災害リスクの周知が必要。

#### 凡例

行政界	河岸侵食	浸水深0.3m以上に立地する施設	土砂灾害警戒区域
市街化区域	浸水深(想定最大)	● 医療施設	■ 土砂灾害特別警戒区域
○ 鉄道駅	0.5m未満	● 高齢者福祉施設	● 避難施設
++++ 西武鉄道	0.5~3.0m未満	● 避難施設	● 避難施設
- 東日本旅客鉄道	3.0~5.0m未満	● 避難施設	● 避難施設
--- 河川	5.0m以上	● 避難施設	● 避難施設
■ 避難困難区域+消防活動困難区域			

# 災害リスクの高い地域の抽出

## 土砂災害(特別)警戒区域

土砂災害(特別)警戒区域内に建物が立地しており、土砂災害防止対策の推進や安全な区域への居住誘導が必要。

## 家屋倒壊

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)内に建物が立地しており、家屋倒壊の可能性が懸念されるため、早期避難の体制強化や安全なエリアへの居住誘導の取り組みが必要。

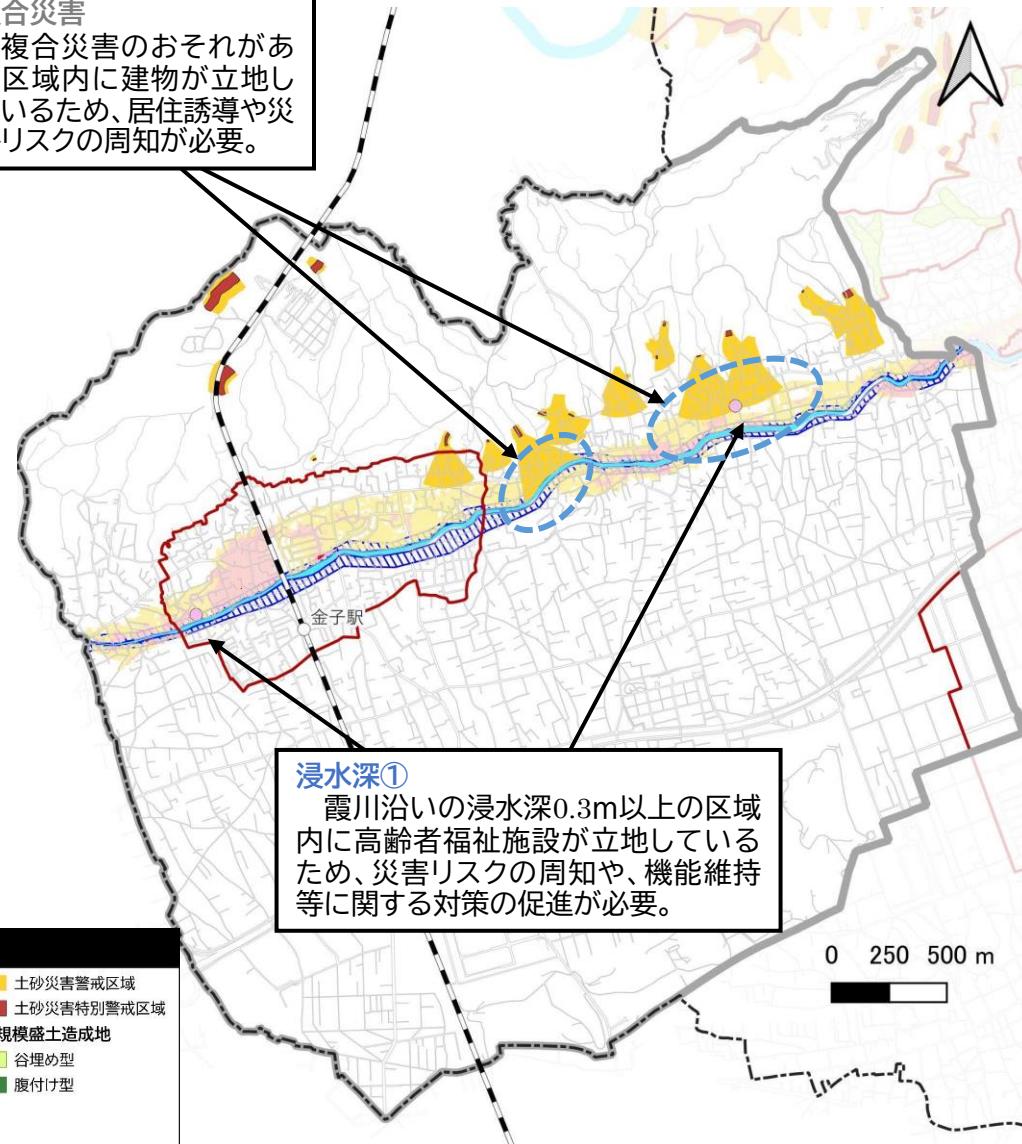
## 浸水深②

霞川沿いの浸水深0.5~3.0m未満の区域内に建物の立地が広がっているため、防災意識の啓発や防災体制の充実による早期避難の促進が必要。

## 複合災害

複合災害のおそれがある区域内に建物が立地しているため、居住誘導や災害リスクの周知が必要。

## «金子地区の課題»

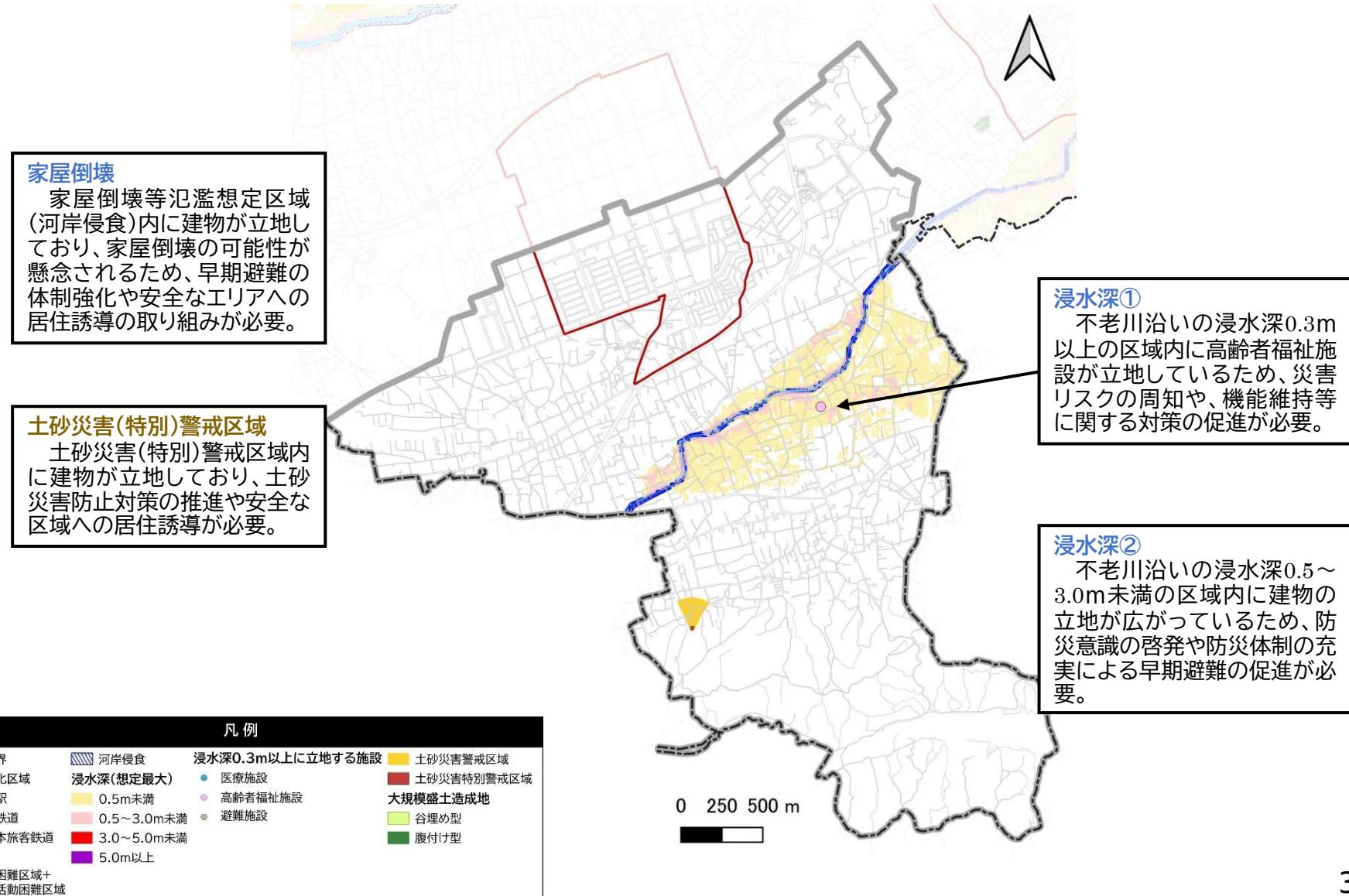


## 凡例

行政界	河岸侵食	浸水深0.3m以上に立地する施設	土砂灾害警戒区域
市街化区域	浸水深(想定最大)	● 医療施設	■ 土砂灾害特別警戒区域
○ 鉄道駅	○ 0.5m未満	● 高齢者福祉施設	● 避難施設
++ 西武鉄道	○ 0.5~3.0m未満	● 大規模盛土造成地	● 谷埋め型
- 東日本旅客鉄道	○ 3.0~5.0m未満	● 腹付け型	
--- 河川	○ 5.0m以上		
■ 避難困難区域+消防活動困難区域			

# 災害リスクの高い地域の抽出

## «宮寺・二本木地区の課題»



# 災害リスクの高い地域の抽出

«藤沢地区の課題»

## 浸水深①

不老川沿いに浸水深0.5～3.0m未満の区域内に建物の立地が広がっているため、防災意識の啓発や防災体制の充実による早期避難の促進が必要。

## 浸水深②

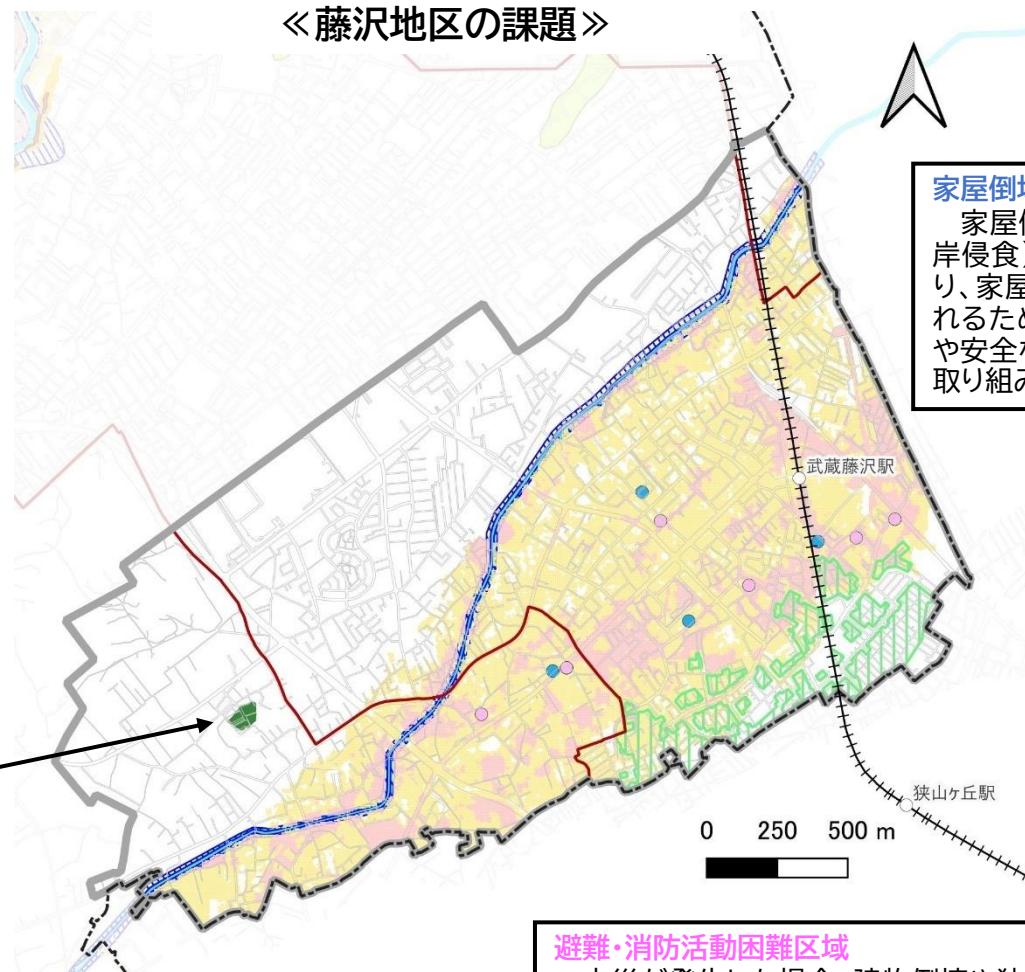
不老川沿いの浸水深0.3m以上の区域内に医療施設や高齢者福祉施設が立地しているため、災害リスクの周知や、機能維持等に関する対策の促進が必要。

## 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地に建物が立地しているが、調査の結果、直ちに滑動崩落を示唆する変状はなかったが、継続した地質調査などによる安全性の調査、必要に応じた対策工事が必要。

## 家屋倒壊

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)内に建物が立地しており、家屋倒壊の可能性が懸念されるため、早期避難の体制強化や安全なエリアへの居住誘導の取り組みが必要。



## 凡例

行政界	河岸侵食	浸水深0.3m以上に立地する施設	土砂災害警戒区域
市街化区域	浸水深(想定最大)	● 医療施設	■ 土砂災害特別警戒区域
○ 鉄道駅	0.5m未満	● 高齢者福祉施設	● 避難施設
++++ 西武鉄道	0.5~3.0m未満	● 避難施設	● 避難施設
- 東日本旅客鉄道	3.0~5.0m未満	● 避難施設	● 避難施設
河川	5.0m以上	● 避難施設	● 避難施設
■ 避難困難区域+消防活動困難区域		● 避難施設	● 避難施設

## 避難・消防活動困難区域

火災が発生した場合、建物倒壊や狭あい道路が多いことにより、避難行動や消防活動が困難なエリアが存在しているため、地震時の被害拡大を防止する対策が必要。

また、隣接する所沢市でも、本市と連続する区域を木造密集市街地(密集市街地)に指定しているため、連携した対策が必要。

# 災害リスクの高い地域の抽出

## «西武地区の課題»

凡 例	
行政界	河岸侵食
市街化区域	浸水深(想定最大)
○ 鉄道駅	● 医療施設
++ 西武鉄道	● 高齢者福祉施設
- 東日本旅客鉄道	● 大規模盛土造成地
— 河川	● 避難施設
■ 避難困難区域+消防活動困難区域	● 土砂灾害警戒区域 ● 土砂灾害特別警戒区域 ● 谷埋め型 ● 腹付け型

### 複合災害

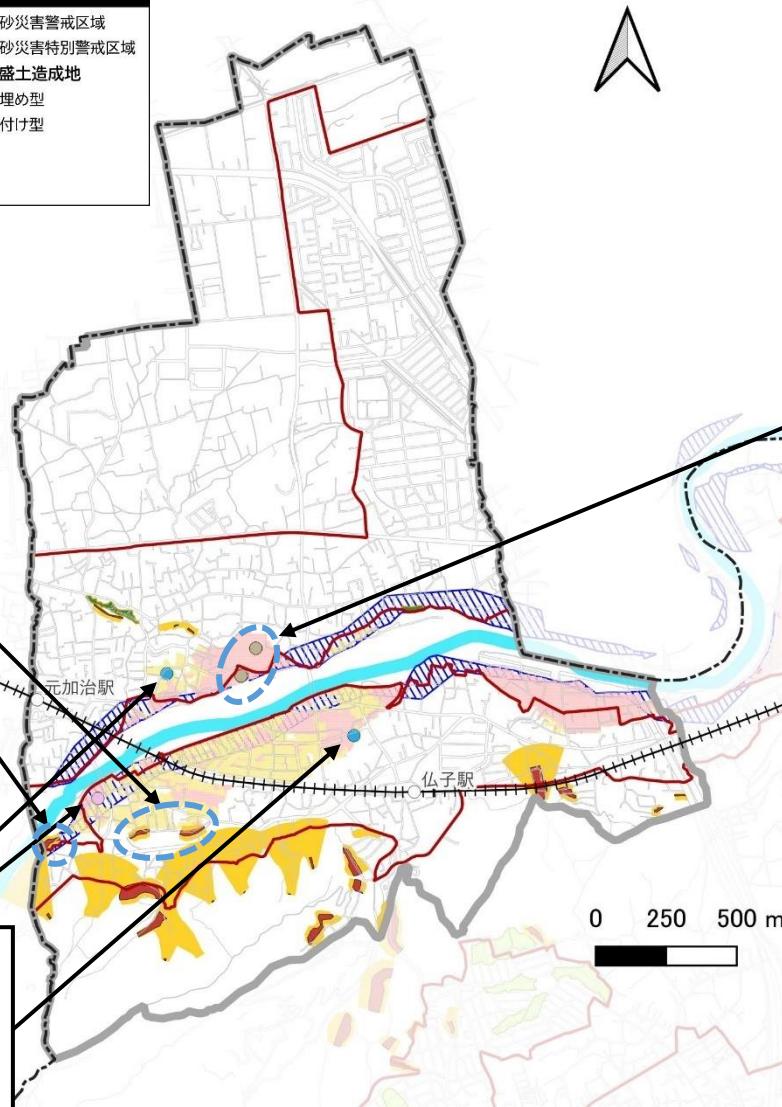
複合災害のおそれがある区域内に建物が立地しているため、居住誘導や災害リスクの周知が必要。

### 土砂災害(特別)警戒区域

土砂災害(特別)警戒区域内に建物が立地しており、土砂災害防止対策の推進や安全な区域への居住誘導が必要。

### 浸水深③

入間川沿いの浸水深0.3m以上の区域内に医療施設や高齢者福祉施設が立地しているため、災害リスクの周知や、機能維持等に関する対策の促進が必要。



### 浸水深①

入間川沿いの浸水深0.5~3.0m未満の区域内に建物の立地が広がっているため、防災意識の啓発や防災体制の充実による早期避難の促進が必要。

### 浸水深②

入間川沿いの浸水深0.3m以上の区域内に避難施設が立地しており、徒歩や車での避難が困難となるおそれがあるため、災害リスクの周知や正しい災害ハザードに対する知識の普及が必要。

### 家屋倒壊

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)内に建物が立地しており、家屋倒壊の可能性が懸念されるため、早期避難の体制強化や安全なエリアへの居住誘導の取り組みが必要。

### 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地に建物が立地しているが、調査の結果、直ちに滑動崩落を示唆する変状はありませんでしたが、継続した地質調査などによる安全性の調査、必要に応じた対策工事が必要。

# 具体的な取り組み施策

土砂	洪水	内水	地震・火災	具体的な取り組み施策
●	●			①立地適正化計画制度に基づく安全性の高いエリアへの居住誘導
●				②土砂災害への対応
	●	●		③河川施設・内水施設の整備
	●			④流域治水の推進
	●	●		⑤貯留・保水機能等の整備
			●	⑥消防機能の確保
			●	⑦延焼遮断帯の整備・確保
			●	⑧建物倒壊や火災の危険性が高い地域の改善
●	●	●	●	⑨建築物の災害対策
●	●	●	●	⑩ライフラインの災害対応力強化
●	●	●	●	⑪避難施設・防災拠点の機能強化、避難路の確保
●	●	●	●	⑫防災体制の強化・活動支援
	●	●	●	⑬防災性の高い住環境の整備
●	●	●	●	⑭防災意識の向上
●	●	●	●	⑮防災情報の発信
●	●	●	●	⑯事前復興の準備

# 誘導施策

# 誘導施策の体系①

## 【まちづくりの方針と誘導・施策方針】

## 【誘導施策】

都市機能誘導の方針

居住誘導の方針

### 本市の活力を誘引する拠点と暮らしを支える拠点の形成

- 入間市駅周辺の活力や賑わいの創出
- 入間市駅以外の鉄道駅周辺や公共施設等が集積している地区周辺の生活利便性の向上
- 公共施設の計画的な維持更新、集約・複合化の推進、使用目的を終えた市有施設やその用地に関する検討

【都①】入間市駅周辺の拠点性向上

【都②】日常生活を支える拠点の利便性向上

【都③】各拠点における誘導施設の立地誘導

【都④】交通結節点における利便性の向上

【都⑤】公共施設の最適化との連携

### メリハリのある居住誘導による良質な住環境の形成

- 市街化区域の交通利便性や生活利便性の高い地域を基本として、子育て世帯をはじめとした若い世代の居住誘導を図りながら人口密度の維持・向上
- 都市基盤の整備や公園の維持・活用、ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化、市街地のみどりに配慮した良好な住環境の形成
- 市街化調整区域は無秩序な開発を抑制しつつ、既存の住宅地の生活基盤を維持

【居①】既存住宅ストックの活用を促進するための支援

【居②】空き家を活用した居住誘導

【居③】低未利用地の発生の抑制や利用促進に向けた検討

【居④】子育て環境充実のための施策の推進

【居⑤】都市基盤整備などによる良好な住環境の形成

【居⑥】居住誘導区域外の既存コミュニティの維持

# 誘導施策の体系②

公共交通ネットワークの方針

防災・減災の方針

## 【まちづくりの方針と誘導・施策方針】

## 【誘導施策】

### ニーズに応じた公共交通ネットワークの形成

- 各地域から拠点へアクセスできる公共交通の利便性の向上
- 利便性向上にあたって、ニーズに応じた公共交通サービスの提供、新たな交通モードの導入に向けた検討の推進

【交①】基幹的な公共交通の維持・充実

【交②】交通環境の向上

【交③】コミュニティバスの利便性向上

【交④】新たな交通手段の検討

### 安全で安心して暮らせる居住地の形成

- 火災リスクがあるエリアは、長期的に安全なエリアへの緩やかな誘導、合わせて、ハード・ソフト対策による、安全で安心して暮らせる居住地の形成を誘導
- 狭い道路が多く、住宅が密集するエリアは、ハード・ソフトの両面から災害に強いまちづくりの推進

【防①】安全な居住地の形成に向けた防災・減災対策の推進

【防②】建物倒壊や火災の危険性が高い住宅地の改善

# 計画の推進に向けて

# 評価指標の設定

## 評価指標の考え方

計画の必要性や妥当性を客観的かつ定量的に示すとともに、PDCAサイクルを適切に機能させる観点から、まちづくりの方針を実現するための「定量的な目標値」を設定し、本計画の進捗状況を確認します。また、各指標の目標達成によって「期待される効果」を定め、総合的な成果として本計画の評価を行います。

### 『評価指標の体系図』

＜まちづくりの方針＞

#### 方針1 都市機能誘導

本市の活力を誘引する拠点と暮らしを支える拠点の形成

#### 方針2 居住誘導

メリハリのある居住誘導による良質な住環境の形成

#### 方針3 公共交通ネットワーク

ニーズに応じた公共交通ネットワークの形成

#### 方針4 防災・減災

安全で安心して暮らせる居住地の形成

誘導施策

＜評価指標＞

■都市機能誘導区域内の誘導施設の立地状況

■居住誘導区域の人口密度  
■総人口に占める居住誘導区域内人口の割合

■公共交通利用可能人口

■防災訓練参加者数  
■災害対策への備え、準備・対策（市民意識調査）

期待される効果

①②

本市の住みやすさ  
一人あたりの歳出額の変化

## 定量的な目標値

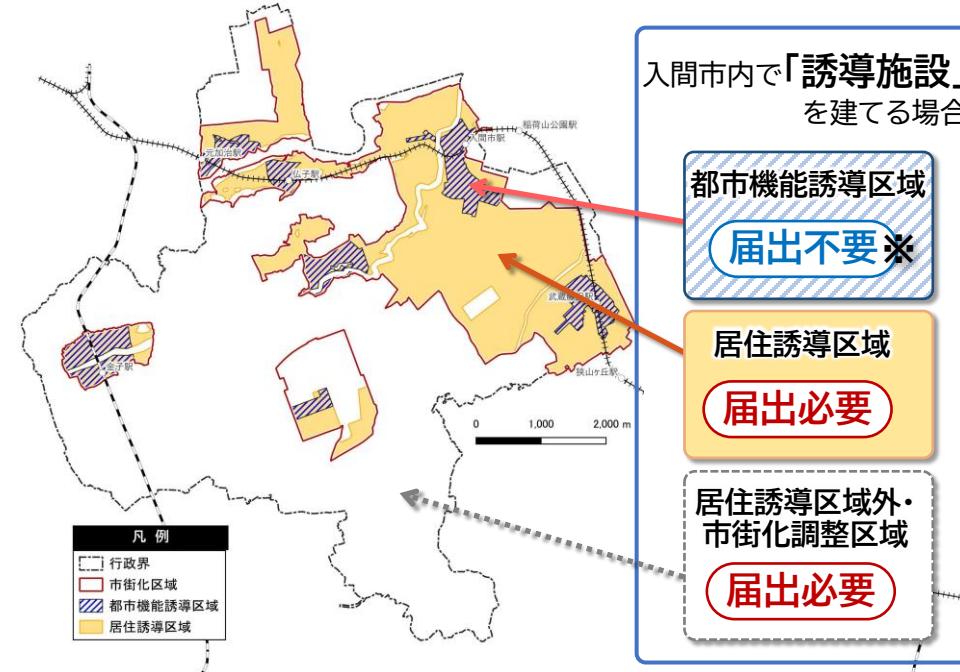
方針	評価指標	現状値	目標値
方針 1	都市機能誘導区域内の誘導施設の立地状況（立地数／誘導施設数）		
	入間市駅周辺	11/11 (令和7(2025) 年)	11/11
	東金子地区センター周辺	6/7 (令和7(2025) 年)	7/7
	金子駅周辺	2/3 (令和7(2025) 年)	3/3
	狭山台地区	0/3 (令和7(2025) 年)	3/3
	武蔵藤沢駅周辺	6/7 (令和7(2025) 年)	7/7
	仏子駅周辺	5/5 (令和7(2025) 年)	5/5
	元加治駅周辺	2/4 (令和7(2025) 年)	4/4
方針 2	居住誘導区域の人口密度	79.0人/ha (令和2(2020) 年)	73.5人/ha
方針 2	総人口に占める 居住誘導区域内の人口割合	71.9% (令和2(2020) 年)	71.9%以上を維持
方針 3	公共交通利用可能人口	89.1% (令和3(2021) 年)	89.1%以上を維持
方針 4	防災訓練参加者数	17,352人 (令和元(2019)年度)	24,000人以上を維持
方針 4	災害対策への備え、準備・対策	68.7% (令和7(2025)年度)	68.7%以上

## 期待される効果

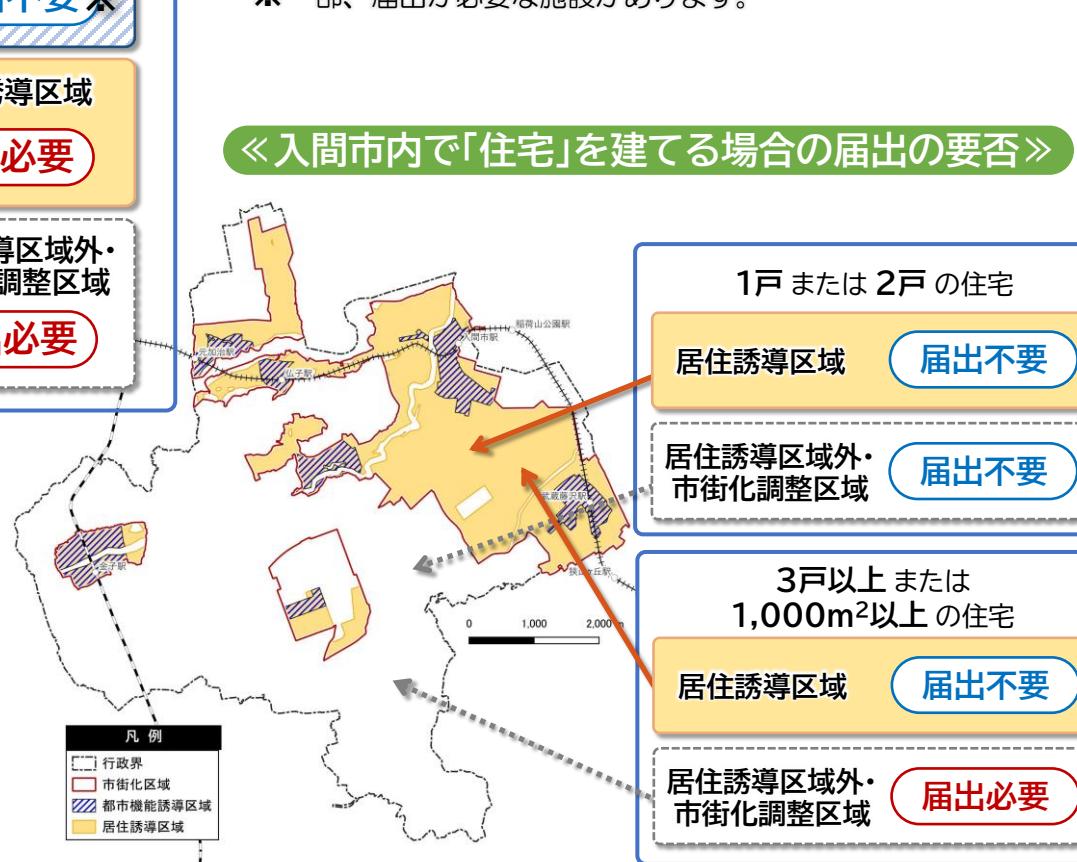
期待される効果を確認する指標	現状値	目標値
一人あたりの歳出額の変化	5.3% (平成30 (2017) 年～令和4 (2022) 年)	5.3%以下
入間市の住みやすさ (市民意識調査)	80.2% (令和3(2021) 年)	80.2%以上

# 届出制度

«入間市内で「誘導施設」を建てる場合の届出の要否»

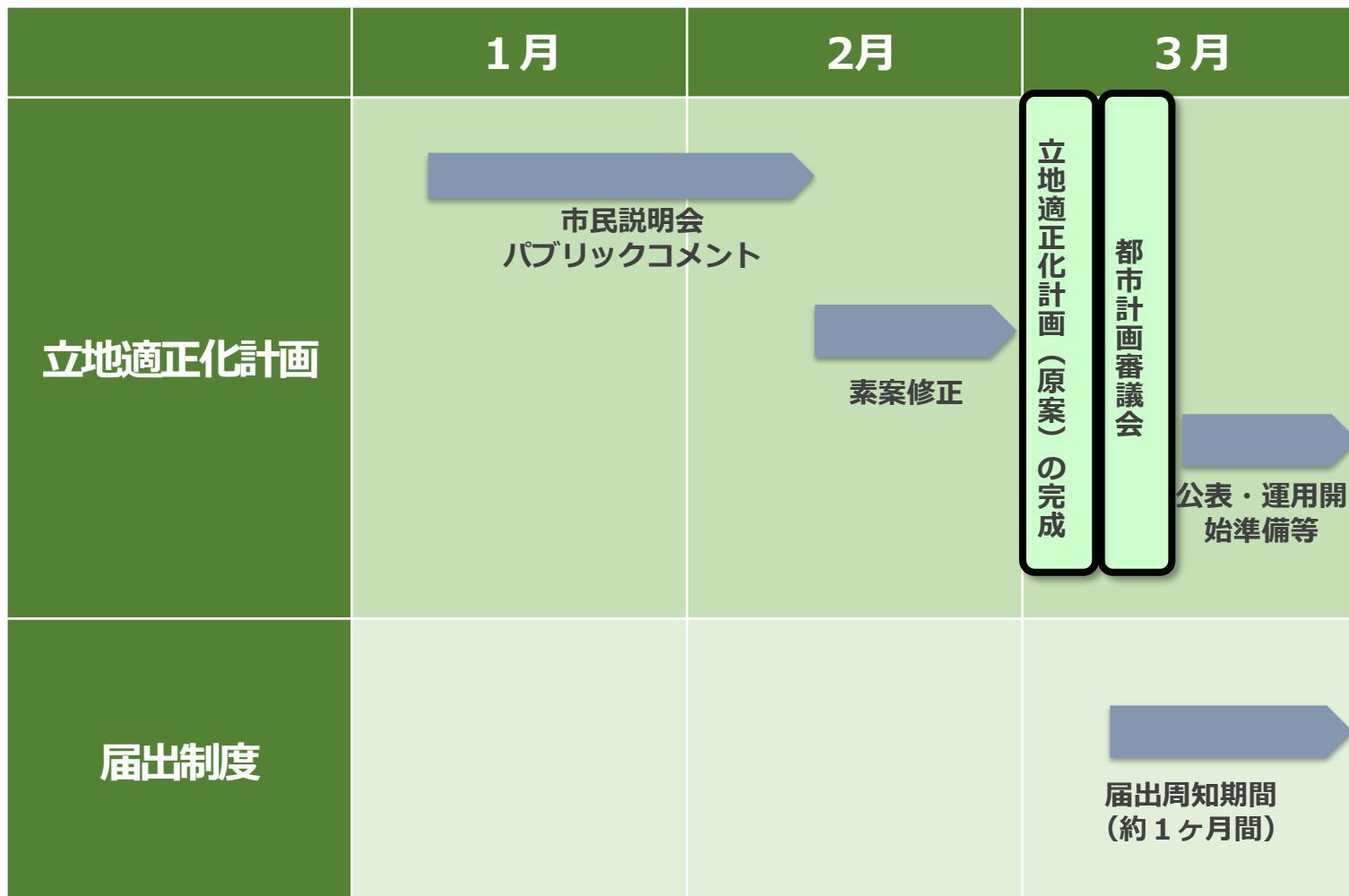


建築基準法に基づく建築確認申請等に代わるものではなく、建築や開発を行う際は、引き続き関係法令に基づく手続きが必要となります。



# 今後のスケジュール

# 今後のスケジュール



立地適正化計画策定・公表  
届出手続きの運用開始